

平成 25 年 3 月 8 日 (金曜日)

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

(第 4 日目)

平成25年3月8日（金曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤	秀一君
総務課長	佐藤	徳憲君
復興企画課長	三浦	清隆君
復興事業推進課長	及川	明君
復興事業推進課参事 兼用地対策室長	佐藤	孝志君
町民税務課長	阿部	俊光君
保健福祉課長	最知	明広君
環境対策課長	千葉	晴敏君
産業振興課長	佐藤	通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋	一清君
建設課長	三浦	孝君
危機管理課長	佐々木	三郎君
上下水道事業所長	三浦	源一郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤	広志君
総合支所町民福祉課長	菅原	みよし君
公立志津川病院事務長	横山	孝明君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤	知樹君
総務課主幹兼財政係長	佐藤	宏明君
教育委員会部局		
教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	芳賀	俊幸君
生涯学習課長	及川	庄弥君
監査委員部局		
代表監査委員	首藤	勝助君
事務局長	阿部	敏克君
選挙管理委員会部局		
書記長	佐藤	徳憲君
農業委員会部局		

事務局職員出席者

事務局長

阿部敏克

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦勝美

議事日程 第4号

平成25年3月8日（金曜日）

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第11号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

第 3 議案第12号 南三陸町無線放送施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

第 4 議案第13号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第14号 南三陸町財政調整基金条例等の一部を改正する条例制定について

第 6 議案第15号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

第 7 議案第16号 南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

第 8 議案第17号 南三陸町道の構造の技術的基準等を定める条例制定について

第 9 議案第18号 南三陸町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について

第10 議案第19号 南三陸町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について

第11 議案第20号 南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定について

第12 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について

第13 議案第22号 工事請負変更契約の締結について

第14 議案第23号 工事請負契約の締結について

第15 議案第24号 工事請負契約の締結について

第16 議案第25号 工事請負契約の締結について

第17 議案第26号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

第18 議案第27号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）

第19 議案第28号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第20 議案第29号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

第21 議案第30号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第4号）

第22 議案第31号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）

第23 議案第32号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

第24 議案第33号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第25 議案第34号 平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算（第4号）

第26 議案第35号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会4日目でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において10番大瀧りう子君、11番及川 均君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 昨日、10番議員に議案第10号の答弁の保留がありましたので、保健福祉課長より説明願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） おはようございます。

昨日、大瀧議員のほうから保険料の所得段階の割合についてご質問がありましたが、保留をしておりましたので、説明をさせていただきます。

先ほど皆さんに1枚物のペーパーをお配りいたしました。それをご覧ください。それから、議案参考資料の9ページ、これで比べていただければと思います。

第2条の第1号、改正後の左側の2万7,000円の部分、これが第1段階に当たります。第2号につきまして、同じく2万7,000円なんですが、これが第2段階になります。それから、第3号が第3段階、4号がここでいきますと第4段階の下段の部分になります。いわゆる基準額の4,500円の部分ですね、下段になります。5号が第5段階、それから6号が第6段階ということになります。7号でございますが、第4段階の上段の部分になります。5万1,300円の部分が第4段階の上段の部分になりますので、この順番につきましては1、2、3、7、4、5、6というような状態になります。よろしいでしょうか。

それから、それぞれの段階の比率につきましては、右側のほうにそれぞれ上段から0.9%、24.9%というようなことで記載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

日程第2 議案第11号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第2、議案第11号南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第11号南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に対応するため、南三陸町道路占用料条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから説明を申し上げたいと思います。

議案書の9ページをお開き願いたいと思います。

今回、道路法施行令の改正によりまして、占用する工作物の令が2件追加になっております。

詳しくは、議案関係参考資料の11ページをお開き願いたいと思います。中段に「令第7条第2号に掲げる工作物」というふうに載っております。これにつきましては、太陽光発電の設備、それから風力発電の設備のことでございます。それから、その下にあります第3号につきましては、津波からの一時的な避難場所、もっぱら避難場所として使う工作物についての規定でございます。それら2つの工作物を追加いたしました。以下、それぞれ関係する法令等のそれが出ておりますので、その整理をしているという状況でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号 南三陸町無線放送施設設置及び管理条例の一部を改正する 条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第12号南三陸町無線放送施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第12号南三陸町無線放送施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、現行条例に規定する同報系無線放送のための放送室の設置について、関係するシステム復旧工事の完了等から、必要な整理を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の13ページをお開き願います。

新旧対照表の現行条例第4条第2号におきまして、前項に定めるもののほか、歌津総合支所内に第6条第2項第2号のローカル放送に対応できる放送室を置くこととしている点について、同報系無線放送を行うために置く放送室に関しましては、現行条例上でローカル放送を行うために歌津総合支所にも放送室を置くと規定しておりますが、現状放送室は役場庁舎内にのみ設置していることから、削除するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 削除という内容でありますけれども、これまで削除という文言がなくともやってこられたわけですよね、現状まで。改めて削除という言葉を、条例を改正するという理由、目的は何ですか。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 平成22年度に、防災無線のデジタル化を行いました。その前につきましては、平成17年に合併したときに旧志津川町が日本無線、旧歌津町が日本電機工業のシステムで、システムが相違してございました。したがいまして、合併直後に関しましてはそれぞれの放送室から個別の放送を行っていたというふうな状況でございます。それが、5年経過後の平成22年にデジタル化をいたしました。それで、システムを沖電気工業のものに一本化をしたところでございます。操作卓は、その段階で役場の防災対策庁舎のみに設置をして、完了したところでございますけれども、東日本大震災によりまして全て流出してしまったというふうな経緯がございます。今般、役場庁舎施設及び歌津総合支所の施設が完成したことに加えまして、同報系システムが気象観測装置の復旧を終えるなど、結果として再構築が完成したというふうな状況になりましたので、今回条文の整理をさせていただくというふうなことでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 合併前の両町で、そういったシステム的なことが別々の会社だったということで、22年にはデジタル化をしたということはわかるんですが、そうするとこの設備は総合支所には必要ないと、そういう判断なんですか。これから必要性は出てきませんかね。その辺いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 今回の原発関係もございますけれども、防災無線に関しましては定時放送と臨時放送、それから緊急放送というふうな区割りでもって行ってございます。定時放送と緊急放送につきましては、役場の庁舎から行っております。原発等もございまして、そもそも情報の収集ということで集約化というふうな意味からは、危機管理課のほうに集約をしてございますので、定時放送、緊急放送は行えるものと考えてございます。今回規定している歌津総合支所の臨時放送でございますけれども、これに関しましても情報の収集、衛星携帯とか移動系の操作卓は歌津の総合支所にもございますので、各消防車、それから携

帶の移動局等の連絡は防災行政無線の移動系でできることになってございます。今回規定しているのは、防災行政無線の同報系だけの放送が支所からはできないということでございまして、取り急ぎの情報等、行政区単位の情報等を、連絡を密にすれば役場庁舎の放送室から放送ができるという対応で、今回歌津総合支所から放送室を削除するというふうな内容でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） おはようございます。

この無線放送につきましては、当時何年になりますか、設置するときに生産団体、組合も利用が可能というような内容であったと思うんですが、これを設置しないというようなことで、組合が今後利用していく上で従来と何ら変わりなくそれができるのかできないのかですね。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 漁協さん、2漁協でございますけれども、志津川漁協と歌津出張所のほうにも操作卓を配置してございます。したがいまして、個別受信機等の登録をする段階で漁協というふうな選択肢も加えながら、部分的な行政区、それから漁協の組合員というふうなことを選定して、スポット的な放送ができるというふうなシステムを構築してございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） だから、できるんでしょう。継続してできるということでしょう。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 以前と変わりなく放送ができるような体制となってございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） それで、それを使用する際に、たしか許可証というか、その都度申請というか届け出をしなければならないようなこともあったように記憶しているんですが、そういう放送時間の内容といいますか、役場が放送する時間帯、あるいは組合が利用する時間帯というような、その中身についてのやりとりはどうなっているんですかね。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 主に内容的なものにつきましては開口の通知でありますとか、これは許可なしで行っていただいているという状況です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第13号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第13号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が本年4月1日から施行されることに伴い、南三陸町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、国有林野の法律の改正と個人保護条例のかかわりでございますけれども、12ページ、議案書の提案理由に、国有林野の有する公益的云々と長い法律なんですが、国有林野法ということで省略させていただきますと、今回国有林野法が改正されました。この国有林野法というのは、いわゆる国有林野事業の国営企業であるという定め

でございます。国有林野事業は国営事業ということをこの法律で定められておりましたが、25年4月1日から国営企業ではなくなると。町で言いますと一般会計による林野事業ということで、国営企業から一般会計事業に変わるというような内容でございます。これが国有林野法の一部改正でございます。

それで、議案参考資料の14ページに個人情報保護条例の新旧対照表を記載してございますが、この中で現行の第17条第6号のカタカナのカの部分に本町、それから国もしくは他の地方公共団体が経営する企業と。いわゆる「国が経営する企業」というのがここに出てまいります。先ほど申し上げましたように、国が経営する企業というのは国有林野事業が1つだけでございましたので、今回一般会計化されることによりまして国営企業が存在しないことになるとということで、この第6号のカの部分の「国が経営する企業」を削除すると、そういった内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） なし、なしということで皆さんおわかりが早くて、全て解釈してなしということになるんでしょうが、私はまだ解釈し切れないで、質問に立つんですけども、個人情報保護条例の中に国有林の、何というか国営企業が廃止というか存続しないという文言があると。なぜそういうことになっているのか。個人情報保護条例の中に、国営の企業の存続の廃止というのが。どういうことで関連してくるんですかね。それから、もう少しありやすく、詳しく条例の内容を説明できませんかね。わかりやすいように、具体的に。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） この個人情報の第17条というのは、個人情報の開示義務でございます。いわゆる開示しなければならないというような条例でございますけれども、ただし次の部分については除くと、開示しなくていい情報というのがこの第6号でございます。国が経営する企業で、その企業の経営上利益を損なう恐れがある場合、国の情報で一部個人情報が入っていた場合に、それを公表することによって国の事業が制約されると、そういった場合には開示しませんよといった内容の条文なんです。そういうことで、非開示情報の中に国が経営する企業の部分で個人情報の部分があれば、それは開示できませんよと、こういった内容でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 南三陸町財政調整基金条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第14号南三陸町財政調整基金条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第14号南三陸町財政調整基金条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、関係法令の一部が改正されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） それでは、細部説明をさせていただきますけれども、本案を含めまして今後提案し、ご審議をいただく議案第20号までは、基本的な提案理由並びに提案趣旨が同じ内容となりますので、初めに私から総括的なご説明を申し上げまして、以後改正条例ごとに担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案書の14ページをごらんください。

ただいま町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、議案書の14ページにはその提案理由として地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行とあります。長い法律名でございますけれども、いわゆるこれは地方分権一括法と呼ばれるものでございまして、この法律の施行に伴うものでございます。平たく申せば、国による地方分権改革の流れに沿ったものとなります。

地方分権改革の流れにつきましては、既に議員ご承知のとおり市町村合併前の平成11年に一度ございました。当時の地方分権一括法によりまして、市町村の機関委任事務が廃止されまして、市町村の事務については法定受託事務と自治事務の2つに整理されました。以後、今日まで自治事務の多くが国の法令によって義務づけとか枠づけがなされてまいりました。義務づけというのは、地方自治体の活動に一定の義務を負わせることでございまして、例えば南三陸町は山村振興地域を有してございますので、山村振興法で縛られてございます。法律では、山村振興地域を有する市町村は山村振興計画を定めなければいけない、しなければいけないという、そういう義務づけを負わされておりました。また、枠づけと申しますのは、地方自治体の活動に対しまして事務の手続とか判断基準については法律や法令で示して、地方自治体が自主的に定める余地がないものを指してございます。以前は形式的には地方自治体の自主性を基本的には認めておりましたけれども、一方では自治事務の多くに国の関与が従前と変わらずになっていたことになります。

次に、議案関係参考資料の15ページをごらんいただきたいと思います。

議案第14号から第20号までの参考資料でございます。国においては、平成18年12月に地方分権改革を総合的、計画的に推進するために、新しく地方分権改革推進法がまず成立いたしました。この法律に基づきまして、平成19年4月に7名の委員構成による地方分権改革推進委員会が発足いたしましたけれども、この委員会において平成21年11月までの2年6ヶ月の間に国と地方の役割分担、それとさきにご説明申し上げました国による義務づけや枠づけの見直しについて、それぞれ時の総理大臣に合わせて4回の勧告を行ってございます。政府では、これを受けまして地方分権改革推進計画の閣議決定を経た後には、いわゆる第1次一括法の整備を行いまして、続く地域主権戦略大綱の閣議決定の後に、第2次一括法を成立させております。

では次に、資料に基づきまして、成立した地方分権一括法の概要についてご説明いたします。

まず、第1次一括法は平成23年5月2日に公布されまして、関係する42の法律が改正されま

した。その内容は、地方自治体に課されておりました義務づけと枠づけの見直しが主なものになっておりまして、参考資料には例として公営住宅の整備基準等を掲げてございます。

次のページの第2次一括法においては、さらに188の関係法律が改正されまして、平成23年8月30日に公布されました。例示のとおり県から市町村への権限移譲が拡大されるほか、公共施設の整備基準を条例で制定することができるようになります。いわゆる地方自治体の条例制定権が拡大されました。

なお、これらの2つの地方分権一括法は施行期日が分かれておりまして、まず法律の内容から直ちに施行できるものは公布の日から既に施行されておりますけれども、本案のように地方自治体の条例や体制整備が必要なものにつきましては平成24年4月1日ないし平成25年4月1日からとなっているところでございまして、議員ご記憶にあろうかと思いますけれども、既に先行して昨年の3月定例会において町営住宅条例と図書館設置及び管理条例について一部改正を提案し、ご決定をいただいているところでございます。今議会では、平成25年4月1日からの法律施行に合わせて、当町の関係する条例の一部改正及び条例の新規制定をお願いするものでございますが、今回全国的に市町村一斉に条例の改正等を行いますが、大体全国の8割以上の市町村が平成24年の12月定例議会ないし平成25年2月、3月の定例議会に付議する状況でございます。

以上、総括的な説明を申し上げましたが、これ以後改正条例ごとの説明をそれぞれ担当課長から行わさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 議案関係参考資料の21ページをお開きいただきます。

今回の一部改正の第1条関係は、財政調整基金条例の改正でございます。ここにございますように、第13条を第47条に改正するものでございますけれども、内容は今回の地方分権一括法の一部改正によりまして、地方財政施行令の一部も改正されてございます。その地方財政施行令の一部改正によりまして、従来の13条が47条に繰り下げられたということで、今回13条から47条に改正するものでございます。なお、この13条というのは、歳計剰余金の定義といいますか、そういうものが規定されている条文でございます。

第1条関係の細部説明は以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、第2条の南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案関係参考資料は22ページになりますので、お開きいただきたいと思います。

これは国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正によりまして、従来環境省令で定められておりました町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準につきまして、環境省令の基準を参照して、町条例で定めることとなったものでございます。当町におきまして対象となります施設は、クリーンセンターと衛生センターの2カ所になりますけれども、今回の法改正後におきましても同様の管理が必要になることから、当該施設に置く技術管理者の資格基準について、法律の施行規則で定めておりました基準を準用して、記載のとおり第1号から第11号まで定めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　それでは、第3条の部分になります。都市公園条例の一部改正部分でございます。

議案関係参考資料の25ページをお開き願いたいと思います。

地方分権一括法の施行に伴いまして、これまで国が一律に定めておりました都市公園の設置基準あるいは都市公園の配置及び規模の基準などにつきまして、現行基準を参照して地方公共団体が条例で定めることになったことに伴いましての改正となります。

都市公園の設置基準の具体につきましては、第2条の3で規定されております。町全体で住民1人当たり10平方メートル以上、市街地、いわゆる都市計画区域内の用途指定区域内では住民1人当たり5平方メートル以上とするものでございます。配置及び規模の基準につきましては、第2条の4でそれぞれ公園の性格あるいは特質に応じまして、面積規模の標準を定めてございます。

次に、26ページの中段以降になります、第2条の5及び6でございますが、公園施設の建築物や特例施設、例えば運動施設や備蓄倉庫など、これらについての建築面積の基準を規定するものでございます。

最後に、27ページになりますが、別表の第1におきましては、今回の都市計画決定に当たりまして、本浜公園の廃止に伴います改正でございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君）　上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君）　第4条の南三陸町下水道条例の改正でございますが、議案関係参考資料の28ページをお開き願います。

下水道法の一部改正によりまして、それに合わせまして町の条例で基準を定めることになつ

たため、今回改正するものでございますが、第2章として構造及び維持管理の基準等、第3条から第8条を追加し、以下順次繰り下げ、その条ずれ等が生じ、その部分を改正したものでございます。

内容につきましては、ここに記載のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、第5条関係、町営住宅の管理条例の一部改正に伴う部分についてご説明申し上げます。

これまで、公営住宅につきましては公営住宅法の規定に基づきまして管理をしていたわけでございますけれども、法の改正によりまして条例委任事項となつたため、一部を改正するものでございます。内容につきましては、整備の基準、裁量階層、それから入居収入基準の部分でございます。

議案参考資料の37ページをお開き願いたいと思います。

3条の2から、同じく3条の16まで、公営住宅の整備基準について良好な住環境の確保など総則、それから位置の選定、敷地の基準、住居棟の基準などの公営住宅の建設に伴う基準が設定されております。それから、集会所、公園に関する共同施設の基準などが設定されております。

41ページをお開き願いたいと思います。

6条の第2項に裁量階層の対象者、いわゆる優先入居できる者の規定を定めております。

それから、43ページ、第6条第3項では入居者の収入基準を定めております。6条の2項で設定いたしました裁量階層につきましては月額21万4,000円、それ以外の者につきましては15万8,000円としております。

それから、同じく6条の2の第9号に、東日本大震災による罹災者については収入に関係なく入居できる旨を今回定めているところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 地方分権一括法ということで、今度地方に権限が来るという条例改正だということを認識しております。最後に今建設課長の説明がありましたように、例えば公営住宅の基準というか、家賃とかそういうものを規定するときは町で考えていいと。今までには国の基準に基づいてやっていたんだけれども、町独自の基準のもとでやっていいというよ

うに解釈してよろしいんでしょうか。そういうものなのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回設定しておりますのは、入居に際して収入の制限がございますので、その部分を設定したということでございまして、一般の方であれば政令月収が月15万8,000円以下の方が入居できるということの規定でございます。それから、先ほど言いましたように優先入居できる方につきましては21万4,000円以下の方が入居できるという部分の規定でございまして、家賃の計算につきましてはこれまでどおりの方法で行いたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そういう基準を町独自に設定していいということになるわけですかという質問なんですが、よろしいですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） あくまでも今回は入居に伴う収入の部分だけでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者の質問は、要するに入居する料金は町独自に設定してもいいですかというような質問だったと私は今理解しているんですが、条例の中身の説明ではなく、それも含まれていますけれども、多分そうじゃないかなと思うんですがね。

それから、今回は条例改正ということで私もいいんですが、先般の大震災に伴って皆さん避難したわけですよ。たまたま各地区に避難所を設けて、そこに避難したんですが、その際に町営住宅、公営住宅があきがあったと、その辺に入居できるようなシステムといいますか法律といいますか規定といいますか、そういう、100人避難するときたった1戸しかあいていないときの選別は難しいんです。難しいんですけども、最悪の場合にはそういった方々も急遽入居できるような規定というのはないのかどうか。つくる必要があるのではないかという感じもするんです。と言いますのは、今後危惧されている女川原発の事故なんですね。30キロメートル圏内避難ということになると、戸倉地区、それから大久保、林、この3地区の方々がとにかく避難をしなければならない、そういうときに町営住宅のあきがあるところに優先的に入れるような、そういうシステムもつくっておく必要があるんじゃないかなという考え方をもとに今質問しているんですけども、その辺の考え方はどうなのか。今後の課題としてですけれどもね。

それから、一般廃棄物の改正なんですけれども、産廃につきましては県の規定でもってやられているわけですが、私もこれまで何度か戸倉の山林から出た廃棄物についての質問をしてきたわけなんですけれども、現在あそこから排出された産廃の処理状況はどのようにになっておりますか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町営住宅の入居につきましては、住居に困窮している方が入居できるという規定もございますので、その辺の運用方法につきましては今後とも検討していくというふうに考えております。そういう緊急事態になれば、当然今までお住まいだった自宅に住めないわけですから、住居に困窮しているというふうな見方もできると思いますので、それはなかなか豆腐を切ったようにぴたつという数字は出ないかもしれませんけれども、そこは運用の状況の中で考えていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 戸倉地区の廃棄物の関係でございますが、これまで何回かお話し申し上げておりますが、宮城県廃棄物対策課の指導を受けながらこれまで進めてまいりましたが、今現在宮城県警のほうの捜査も終了したと、それから県の廃棄物対策課での調査も終了したということでございまして、今後は現場の管理、それから処理等について検討していく段階に入るわけでございます。さきに町環境対策課と県の廃棄物対策課の課長レベルでの話なんですけれども、今後の処理について県のほうから教授いただきいて、その中で方法について検討しているという状況でございます。県のほうの考え方としては、これまでの調査の結果、すぐに環境に影響を与えるようなおそれもないという判断、その上で現場の清潔の保持に努めてくださいというような形で町のほうへは教授、そういう話がございました。それから、実際に現場で掘り出してあります廃棄物の部分については、処分をしてくださいということになりますので、その処分の方法について今後県の指導もいただきながら、町としても内部で十分に協議をしながら、その方策について決定をしていきたいと、現在はそういう状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変済みません、答弁漏れがございましたので、追加をさせていただきたいと思います。

先ほどの家賃の問題でございますけれども、この部分につきましては国の基準に従って決めるということになっておりますので、今回町が独自に家賃を決定していくというシステムに

はなっておりませんので、ご了解をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 住宅関係、入居規定といいますか、生活困窮の方を優先するということです、そういった有事の際の避難者については優先して入れるというお話をだと思いますが、数はなかなか調整は難しいかと思うんですけれども、そういったことも町民の方々に広くやっぱり知らせておく必要があるかと思います。避難する際にどこに行ったらいいかわからないとか、30キロメートル圏外に親戚とか行く場所がある方はいいんですけども、ない方々については公営住宅、町営住宅がありますよというお話を知っていてもらうということが大事かなと。大まかに今公営住宅で空室になっているのは幾らぐらいあるのか。今わからなければいいですけれども、広報か何かでそういった情報も発信していくんですかね、今。空き家情報というんですか、そういうのも大事なのかなという想いでいます。

それから産廃ですが、今課長のお話ですと環境には影響がないと、ただ周りをきれいにしておきなさいよというご教授なんですね。指導ではないんですね。指導と教授とはまた全く違うんだけれども、お話も上手だなと思って聞いていたんですけども、ご教授をいただいたというようなお話ですが、いずれにしましてもいつまでもそのまま置くわけにはいかない。県のほうとしても、町のほうでそれを処理しなさいというようなご教授をいただいたということなんですね。その処理をすることをこれから検討するんだというようなお話ですが、処分しなければならないんです、処理しなければ。いつまでも置けませんから。その処理するに当たって、規定があるわけですよね。誰が処理をするのかという。その辺のところは、県警の捜査が終わったということありますから、その結果はわかっているはずですよ。町としては。誰が処理をしなければならないかという規定に基づくのであれば、もう既にわかっているはずではないですか。ねえ、副町長。今課長に言ってもなかなか、課長も大変なんです、この件に関しては。しゃべられるところとしゃべられないところもありますから。ですから、これはいつまでもほったらかしにしておくような問題じゃないので、そろそろ決着をつけなければならぬのではないかなどと。高台で造成工事も始まるんでしょうから。だからきちんとやって、早目に処理をしたほうがいいというふうに思うんですが、今の話いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町営住宅の空き状況でございますけれども、私の記憶によりますと今1戸ほどあいております。それで、この入居の考え方でございますけれども、基本的に

は優先入居に該当する方がいた場合はその方に優先的に入居していただくと。優先入居に該当する方がいないという状況になった段階で、広報等を通じて公募をするという手続で今進めているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 県警の捜査が終了したということでございます。要するに、結果的には投棄者が特定できなかったということでございまして、特定できていればその投棄者に当然処分の責任が生じるわけですけれども、それが特定できなかったということでございまして、誰がいつ片づけるのかということを含めて今後検討を進めてまいらなくてはならないという内容で、これからそれも含めて協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 特定できなかったんでしょう。その排出者、原因者というのは。県警の捜査が終わって、その結果原因者がわからなかつたと。いいんです、それで。そうしますと、誰が処分しなければならないかということになると、あの山の所有者は町ですから、町が処理しなければならないことになっているんですよ。ですから町で早く処理しなさいということを言っているんです。私それを言っているんですよ。もうわかつたんでしょう、排出した人がわからないと。県警の捜査が終わっているんですから、結果がそう出たんでしょうから。わからぬのであれば、山林の所有者である町がそれを処分しなければならないということになっていますから、簡単な話でしょう。早く処分しなさい。と私は言っているんです。あとそれ以上何を協議するんですか。県警の捜査も終わったけれども、県警の捜査が本当にそうだったのかとか、そんなはずはないだとかというような協議をするということですか。そうじやないでしょう。結果が出たんですから。早く町の予算をとって、町で処分をしたほうがいいと、私はそう言っているんです。おかしいですか。これから協議をする内容を聞かせてください。何を協議するのか。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 今議員おっしゃるような形で、特定できなければ当然所有者としての責任も発生しますので、町が主体となって検討を進めるというのは間違いないことでございます。ただ、これまでかなり調査を進めてまいりましたけれども、これからさらに現場での廃棄物の実際掘り出した量であるとか、そういうものをもう一度関係者の中で精査をしまして、そういう上で処理の方法について協議を進めてまいりたいということでございます。法律の解釈上は、所有者としての責任という部分は当然考えられるわけでございま

して、現場の状況を精査しながら、いつどのような形で処理ができるのか、そういったところを詳細を詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 排出した種類、わかっていますよね。何々出てきたか、一般廃棄物として。数量もわかっているわけですよね。それから、それを持って行く場所も決まっているわけですから、トラックに積んでぽんと持って行けば簡単なことで、すぐ終わりますよ。何をこれから、方法ですか。いつまでそうやって延ばし延ばししているんですか。早くやつてもらわないと困るんですね。戸倉地区の方々は心配しているんです。私も何人かの方々から直接電話をもらっているんです。「三浦議員は戸倉の高台移転に反対しているそうですね」というような電話なんですよ。いやいや私は何も反対してませんよと、ただあそこから産業廃棄物が出て、高台移転する方が今後生活する上で安心して暮らせるかと、調査しなくて大丈夫かという発言はしているが、高台移転には何ら反対はしていませんよというお話をさせてもらいました。話をすれば皆さん納得しまして、そうですかと。周りの方々が「三浦議員は高台移転に反対している」と言っているのを聞いたから今電話したんですよ。直接電話いただいた方が2人、それから周りから話されたというのもあります。ですから、早く片づけてもらわないと、いつまでたっても私が高台移転に反対しているようとられ方をしますので、早くしてもらいたい。何も問題ないんですよ。出た物を持って行くんですから。また新たに掘っくり返して調査しないということですから、町の考えは。これからまた調査をするというのであれば時間がかかるんだけれども、出た物を処理するだけですから、簡単な話ですよ。トラックにぽんと積んで、ぽんと持って行って、置けば終わりでしょう。何トン、決まっているんだから。種類も数量も決まっているんですから。そうすると幾らぐらいかかるというのがわかるでしょう。私の言っていることおかしいですか。課長が答弁できないのならば副町長とさっきから言っているんだけれども、なかなか。課長も大変ですよ。（「課長以上のこととは私もわからないのです」の声あり）だって簡単でしょう、処理するの。町が処理しなければならないことになっているんですから。それ以上のものが何かあるんですか。そこがおかしいということですよ。そこです。さっぱりわからないね、言っていることが。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 廃棄物、実際土砂と一緒に掘り出しておりますので、その土砂の中に含まれている廃棄物の割合、それから種類等をさらに詳細に調べてみる必要があるかなど。それがある程度把握できませんと、処分に係る経費の概算もなかなか出てこないだろ

うと。それから、当然高台移転の候補地であった場所でございますので、その周辺の造成のタイミングと合わせる形では処分のほうは進めなければならないというふうには考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この入居者の選考でありますと、先ほど建設課長が定めにないものは公募するというような説明でありましたが、法律は本当に難しくて、何だかさっぱり理解できないんだけれども、これから930戸もいろいろ公営住宅等々を整備する中で、選考が活発に行われるてくるんだろうと思いますが、その中で定めにない、公営住宅整備に協力された方々、こういうのはどの部分に当てはまるのか。もしなければ、単なる公募をするのか。いつか言ったことがあると思いますが、協力をもらったんだからやっぱり町として優遇を考えなければならないのではないのですかというようなことを言った記憶があるんですが、その辺をどう考えているのか、どこに当てはまるのかですね。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 災害公営住宅の部分の意味合いが大分強いようです、私のほうから答弁させていただきます。

今回、災害公営住宅の基本計画の中では、先ほど言いましたいわゆる身体的な事情の方の優先のほかに、地域優先というのを今回計画で掲げてございます。今議員ご指摘の部分はそういった部分でも一定の配慮はなってくるのかなというふうに思われます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そうすると、これは44ページの（9）の災害復興特別区域法というか、そういうようなところに關係してくるのかなとは思うんだけれども、それが例えばどの程度の協力の範囲といいますか、土地だけなのか、あるいは道路等の提供とか、いろいろな協力の内容があると思うんですが、どの範囲まで優遇……、優遇と言うとちょっとあれですけれども、そういう考え方をするのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 特に地権者だからという優遇ではなく、もう少し大ぐくりの中での、地域優先というのを先ほど申し上げましたけれども、そういったくくりの中で優先入居の部分には当たるかと思います。ただ、地権者イコール入居者という部分は、もう既に始まっている名足、入谷、この部分では正直申し上げまして1名しかございません。当然当該地域に住んでいた方であるということで、身体的な事情は特にないようですがれども、

地域優先という中で入居の優先は必然的に高くなっていくという状況かと思います。あと、土地を譲っていただいた方々には大変御礼を申し上げているところでございますが、こちらとしても対価をお支払いしてご協力をいただいているという観点でございますので、それが直接イの一番でそういった公平性を損なうような入居の決定方法にはならないのかなというふうなことでございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 課長の言いたいことがわかりそうな気もするんですが、はっきりしないほうがいいところもあるようでございますので、その辺はいろいろと考慮していただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 議案の16ページになります。南三陸町都市公園条例の一部改正についての件で、ちょっとお伺いいたしたいと思います。

その1つに、都市計画公園の廃止に伴う改正ということで参考資料には載っているんすけれども、つまりはここに提案されている今までやった公園が全て廃止になるのかということを、まずもってお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 議案関係参考資料の27ページになりますが、町の都市公園条例で定めている公園のうち、9月の都市計画決定によって本浜公園を廃止したところでございます。松原公園、東山公園、ほか2公園についてはそのまま現在のところは残っている状態でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 議案のほうの条例にもそういうふうにされてあるということは確認しております。であります。であります。さらにいま一つお伺いしておきたいのは、本浜公園の条項については削除されたんだけれども、ただいま課長申されました松原公園、東山公園、上の山緑地、

それからせせらぎ公園等々で、なくなった公園もございます。そういうところの今後の復元というか、さきに示されているとおり公園等々については八幡川の西方向で考えているような提案がありましたけれども、この公園についての存在といいますか、今後の考え方、つまり言うなれば配置の場所等々の考え方、それから廃止していくのか、その辺を条例で定めてあるのか、その辺をいま少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　本来、都市公園の廃止等につきましては、都市計画の変更の手続が必要となります。現在八幡川の西側につきましては、その検討途中であるということで、まだ都市計画の変更を行っていない状況でございます。今後町で計画してございます震災祈念公園、これらの部分について今まちづくり協議会の公園部会でどういう公園にすべきか、いろいろなコンセプトも含めて検討しているところでございまして、その状況いかんにより都市計画の変更を行って、適時当該地区にあります現在の都市公園につきましては変更の手続を行う、あるいは新たな公園について都市計画の決定をしていくという流れで進める予定になっております。

○議長（後藤清喜君）　12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君）　わかりました。それとあわせて、松原には運動公園等々があったんだけれども、そういうのもただいまの答弁の中には含まれているのかどうかということ。

それから、公園の規模等々でございますけれども、震災祈念公園はただいま検討中ということでございますけれども、高台へ避難する場所等々も含めまして、心を潤し、あるいは遊び場、あるいは休憩場所という面からも公園は必要不可欠だと思いますので、その辺もひとつ考え合わせて、お願いいいたしたいと思います。

それから、ついでですからいま一つお聞かせ願いたいと思いますが、17ページでございます、南三陸町下水道条例の一部改正のことについてちょっとお伺いいたします。非常に条項を変えるのが数多くあって、どれをということがなかなか難しいことでございますけれども、そのうちの1つの公共下水道のことについて伺っておきたいと思います。

公共下水道の構造は、維持管理していくためには整備が非常に、この条例を見ますと厳しくなっていくのかなと。つまり施設構造が厳しくなっていく。それを被災現場に再度つくらなければならぬのかどうかということでございます。なぜかといいますと、この文言では終末処理場ですね、終末処理場というと恐らく田尻畠のあの高台を指しているのではないかと思うんだけれども、そこまでまた上げなければならない、場所が場所だけにそこまで上げ

ると思うんだけれども、そうするとまたこの施設を整備していくのに相当な金がかかるなど、こういうのを何と言つたらいいか、やっぱり……。その辺について、とりあえず考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　ご質問のありました松原公園の指定の区域の中には、従来ありました運動場、そういうたるものも含まれております。これについては、松原公園として2.3ヘクタールの面積があるようでございまして、今後災害復旧等で計画をしていくことになりますかと思います。

○議長（後藤清喜君）　上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君）　終末処理場の維持管理ということで、志津川浄化センターの維持管理ということでおよろしいんでしょうか。現在休止中であります、特に維持管理ということは現在はしておりません。そして、将来これを使うと、あるいは廃止するといった場合に、現在処理場の中に残っている汚泥をどうするかと、くみ取りするというふうなことが残っているだけでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君）　ほかに。4番阿部　建君。

○4番（阿部　建君）　参考資料の37ページ、第3条、住宅建設についてのいろいろな条例が定められると。現行については略しているわけですけれども、恐らく同じなんでしょう。その中で、非常に大事な、もちろん当然だと、なるほどだというようなものを条例で定めているわけです。第3条の3などは、安全、衛生、美観、それらね。それから災害のおそれの多いところではうまくないとか、いろいろとすばらしい条例が今ここで改正、前もそうですがさらに地方分権一括法によって新たに町のほうで定めるということのようですが、これから災害によりまして多くの公営住宅、900戸ですか、建設されようとしておりますが、それらももちろんこの条例に合致した方法で計画され、施工されるんだろうと思いますけれども、そういうことに間違いありませんか。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　議員ご質問のとおりでございます。災害公営住宅の整備に当たりましても、この条例の規定による基準で建設を行うということでございます。

○議長（後藤清喜君）　4番阿部　建君。

○4番（阿部　建君）　当然のことがこの条例で掲げられているんだろうなと思うと、非常にすばらしい条例だなと思います。この条例どおりにさえやればいいわけですけれども、この条

例どおりに誰が場所を定めて、町長なんだろうと思いますが、これは最高の場所だと、この条例に全てが合致した場所なんだというようなことを、委員会か何かをつくって決めるのか、相当多い公営住宅がつくられるわけですから、その辺、どなたがこれを決めるのか。今までの何を見ていますと、やり方といいますか、公営住宅の位置、全くよくないところにだけ建てているようですよ、この条例に合致していない。皆さんはどうかわかりませんが、私はそういうふうに歌津だって志津川だって津波が来ると言っているんだから、余り言いたくありませんよ、言いたくありませんが、その中で果たして何かあったら誰が責任をとるんですか。安全だ、安心だ、果たしてこの条例に合致しているのかどうか、この辺が疑われるわけあります。今後においては、この条例どおり、条例に反しないような、最終的には議会が決定するんだから、当局が提案しても議会が決定するわけですから、やはりこういうものはできれば全員が賛成をするような、今後そういう場所を選定して建設を進めていったほうがいいと思いますが、採決して、何か聞けば1票差でと、そういうことをやるべきではないのではないかなと思いますが、その辺は現在になってどう思いますか。よかったですかね。今までの公営住宅の位置。歌津、志津川ね。世の中は、想定外といいろいろなことが言われています。この志津川は、私は余り想定外も言わないほうがいいと思いますよ。想定していたんですから、津波が来るというのは。今後においてはやはり安全な、条例に合致した、そういう場所をぜひ選んで、そして建てていただきたいなと。現段階ではどこにどのように住宅を、それを決定していくんですか。その決定はどなたがしたのか、どういう内容になっていますか。災害公営住宅の今後。

それから、今まで何戸が公営住宅生活をしていて、これからは災害によってどの程度多くなるのか。その辺の比率などがわかっていてれば、教えていただきたいと。何にせよ、とにかくこの条例に沿った、解釈もそれぞれ違いますが、そういうことでやっていくんだと。そうではないとは言えないでしょうが、その決め方とか場所、3点ぐらいありますね。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　災害公営住宅の立地の予定の場所につきましては、これまでも特別委員会等で整備計画の内容でお示ししてきたところでございます。その位置の選定に当たりましては、参考資料38ページの第5にございますように、災害の発生のおそれの多いような場所を特に選択しているわけでもございませんで、近隣の住宅環境、そういったものを踏まえて災害公営住宅の位置を選定しているところでございます。これまでの町営住宅の整備とはちょっと質が異なりますけれども、災害公営住宅ということで高台の移転場所で

あるとか、そういう新たな町の中の一角に形成をせざるを得ない状況でございます。そういうものも踏まえて、周囲の残っている集落の一体性も加味しながら、適地を選定していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町営住宅の状況でございますけれども、震災前は約390戸管理をしておりまして、震災後につきましては95戸、今管理をしているという状況でございます。入居人数については今手元に資料がございませんので、そこはちょっとわからない状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 町営住宅の場所とか何かはそういうことでしょうから、そういうふうにやっていただきたいと。ぜひともこの条例どおりに。震災前に町営住宅に入っていた人が何戸でということを聞いたんだけれども、これから入ろうとしている人が大体決まっているから、900戸ね。今90戸しか入っていなかったんですか。震災前は。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 震災前に390戸の町営住宅がございました。そのうち、現在使える状態で残っていますのが95戸という状況でございます。95戸に今入居者がいるということで、ご理解をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

日程第7 議案第16号 南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定
める条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第15号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、日程第7、議案第16号南三陸町指定
地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ
ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について
をお諮りいたします。以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これ
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定い
たしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号南三陸町指定地域密着型サービスの
事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、及び議案第16号南三陸
町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護
予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定に
についてをご説明申し上げます。

一括上程されましたこの2つの議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進
を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、同法による改正後の介護保険法に
基づき、議案第15号については指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準について、議案第16号については指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、それぞれ新
たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、議案第15号、第16号を一括上程されましたので、それについての細部説明を行いたいと思います。

非常に長々とした条例名でまことに申しわけないのですが、これも同じように、先ほど復興企画課長が説明いたしましたように地方分権一括法によりまして、今まで国の省令で全国一律に定められていた地域密着型サービスの基準、それから第16号のほうは地域密着型介護予防サービスの基準、それを町の条例で制定することになったものでございます。

地域密着型ということにつきましては、いわゆるそこでサービスを受ける方が南三陸町の方に限られるということでございます。ということですから、許認可を町で行うということでございますので、地域密着型というようなことになっております。それから、第15号につきましては地域密着型サービスということでございますので、後でご説明いたしますが要介護の方が対象になります。それから、議案第16号の介護予防サービスというような文言になっておりますが、これは要支援の方、いわゆる軽度の方というようなことになりますので、この辺を最初にご承知おきいただきたいと思います。

それでは、議案参考資料の49ページでご説明をしたいと思います。

実際の条例でございますと、まず議案第16号のほうが全文で202条、77ページございます。それから、第16号のほうになりますと全文で90条、33ページにわたっておりますので、これを詳細に説明しますとなかなか大変になりますので、議案参考資料のほうでということでお願いしたいと思います。

まず、条例の制定の趣旨と経緯についてということでございますが、ここに書いてあるとおり、先ほどと重複するんですが今まで国で定められていたのを町で定めるんですよということでございます。

次に、2番目の国の基準ということで、今回その基準が3つに分類されまして、その実情に応じて条例を制定していくということでございます。①として従うべき基準ということで、これは国の基準をそのまま踏襲したということになりますでしょうか。それから②に標準ということで、省令の内容を基準として、合理的な理由がある場合には地域の実情で内容を改めてもいいですよということです。それから、3番目に参酌基準ということで、これは地域の実情に応じて定めていいですよということでございます。では、南三陸町ではどういった基準で設けたかというようなことが下に書いてあります。

次のページをお開きください。

まず、先ほど言いましたいわゆる地域密着型の介護サービスということでございます。これが要介護の部分に当たります。対象となるサービスが、アからクまでそれぞれ記載されております。では当町ではどういうものがあるかということになりますと、オです、認知症対応型共同生活介護ということで、これはグループホームに当たります。例えばリアスの丘、それからグループホームはまゆり等がうちのほうでは当たるでしょうか。それから、キでございます。地域密着型介護老人保健福祉施設入居者生活介護ということで、これは利用定員が30人未満の小規模な特別養護老人ホームと。いこいの海・あらとさんは全床で80床の定員でございますが、そのうち地域密着型ということで南三陸町の方に限ってというような、そういう部分が20人分ございます。これがいこいの海・あらとさん。それ以外のサービスについては、今のところ当町に該当するものではないと。ただ、今回条例で制定をしておいて、後でもしこういった介護サービスをしたいということのいわゆる準備として、うちのほうでも定めておくということでございます。

条例の基本となる省令につきましては、ここに記載のとおりであります。

次に、その条例でどういう基準を定めたのですかというようなことを、その下の表1に書いております。地域密着型ということで、1条、2条につきましては趣旨と定義が定められていますよと。それから、次に3条で一般原則ということを定めているのですが、ここで上段からいきますと、まず省令では法人という規定がされていますので、町としても法人であるという規定はしましたということです。次に、中段でございます。ここに、もともと省令にはなかったんですが、今回は多分議員の皆さんにはご承知だと思うんですが、本町の議会で暴力団排除条例というのを可決いただきました。これも含めて、暴力団員であってはならないという規定を設けさせていただきました。これは今度新たに制定をしたものでございます。それから、下段になりますが、今まででは地域包括支援センターというようなことは省令ではうたっていなかったんですが、うちのほうといたしましては地域包括ケアの核となる地域包括支援センターを加えたということでございます。

次に、51ページをお開きください。

記録の整備ということでございます。これは2年間というようなことで省令でうたっておりましたが、本町では5年間とさせていただきました。介護報酬というのは次の年に過年度のほうに繰り越されるというような形になるものですから、それを適切に対応ができるように5年間保存していただくということでございます。

それから、次に2段目でございますが、省令では規定しておりませんでしたいわゆる非常災害対策を規定させていただきました。というのは、今回の東日本大震災の教訓を踏まえまして、食料等の備蓄とかあるいは自家発電、そういう訓練というようなことを努力規定として加えさせていただいております。

基本方針につきましては、29人以下と。これは省令でも定めております。

それから、一番最下段になりますが、設備として省令では1人と、いわゆるユニットというようなことになりますが、ただし書きで4人以下とするということをつけ加えさせていただきました。本町の現状を踏まえますと、なかなかユニットに入るのは大変だというようなこともございますので、4人以下と、いわゆる多床室でもその辺あたりの対応ができるのではないかというようなことで加えさせていただきました。

それから、次の（2）の部分になります。これは先ほど言いました介護予防サービスに係る分でございます。要支援に係る分でございます。全文で90条、33ページございます。対象となるサービスでございますが、今のところア、イ、ウとこのように記載されておりますが、ウでございます。ア、イについては本町は今のところございません。これにつきましては、いわゆるグループホームと言われる部分、リアスの丘とはまゆりが当てはまるでしょうか。

次の52ページをお開きいただきたいと思います。

これにつきましても、先ほどと同じように今回うちのほうで定めた基準について記載させていただいております。1条、2条につきましては趣旨、定義でございます。それから、先ほどと同じように法人とする規定を設けさせていただいております。それから、同じく暴力団排除条例に伴い、暴力団員であってはならないという規定、それから地域包括支援センターも加えております。それから、記録の整備については5年間と。それから、非常災害対策で食料等の備蓄をしてくださいよというような、そういう規定を新たに加えさせていただいたと、そういうことでございます。

非常に長い条例でございますが、こういった形で国の省令で定めていたものを町の条例で定めたということで、新たに非常用の災害対応でございますとか、あるいは多床室の部分、ただし書きで設けさせていただいたと、そういう規定になっておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） ここで昼食のための休憩といたします。再開後は質疑をします。再開は1時10分といたします。

午後 1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 参考資料の49ページの中からお尋ねします。

1つは、国の基準の中の③、参酌すべき基準ということがあるんですが、「地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるもの」とありますね。これは自由にここで決めていいと言っているんですが、今具体的にはどういうことを考えていますでしょうか。具体的にはこういうのは何かあるのかどうか、その例もあると思うので、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、次の50ページに「対象となるサービス」ということで、先ほどオとキが対象だということでお話がありました。キの中で、老人福祉施設入居者生活介護ということで、30人未満で、いこいの海・あらとで20人分が申請されているということなんですが、何人入所しているか。そして、そのうちの20人が対象になっているということですね、先ほどの説明ですと。そうしますと、20人分というのは何か規定があるんですか。例えば介護保険の関係とか、部屋の規定とか何かいろいろあると思うんですが、そういうのに当てはめて20人分申請しているのかどうかということです。その辺をちょっと伺いたいと思います。

それから、30人未満なので、例えばこの間同僚議員の一般質問の中にありました慈恵園の問題、まだ申請していないということなんですが、今後あそこがでけて、地域密着型サービスの指定になると、これまた変更になるのかなと思ったりしているんですが、この基準。その辺がちょっとどうなるのかお聞きしたいと思います。

それから、午前中は失礼しました。地方分権一括法でということで今これをされているんですが、やっぱり権限がある限りは義務と責任もあると思うんですが、特にこの介護施設サービス、それから人、地域、これは人の命にかかわることで、最終的な責任というか、そういうものも出てくることがあるのかなと。そういうときはどこが最終的に責任を負うような形になるのかということで、3点お願いします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず1点目、参酌すべき基準の具体というようなことでござい

ますが、先ほど説明申し上げましたが、1、2につきましては国の省令で決まっているのでそのまま踏襲したということですが、参酌すべき基準に当たるものとして表1があるということでございますので、ここで書いてありますものにつきましては参酌をして、うちのほうで独自に決めさせていただいたというものでございます。ですから、先ほど申しました例えば地域密着型サービスについては暴力団の排除でございますとか、それについては当町で独自に決めたと。それから地域包括支援センターを新たに加えた、これも当町で決めたもの、それから記録の整備を2年間のものを5年間にしたと、それからここにあります非常災害の対策として、努力規定でございますけれども備蓄等をしてほしい、あるいは防災対策として自家発電等を設けてほしいといった、この辺は全て参酌基準というようなことで解釈いただいて結構でございます。

それから、2番目の20床分のあらとの分でございますが、もともと先ほど言いましたとおりあらとは全床で80床ということになっております。そのうちの地域密着型ということで、南三陸町の方だけを入れる施設として20床を指定したということでございます。ですから、あと60床については通常の特養の規定になりますので、町内の方も入っておりますけれども町外の方も入っていますよというような、そういう区分になっているということでございます。極端にその分で例えば施設の中身が変わるとか、同じ建物の中に入っていますので、その辺についてはございません。ただ、先ほど参酌標準の関係で、ユニット、いわゆる1人と省令で決められていたのをただし書きで4人になると、いわゆる多床室の部分について規定をさせていただいております。ですから、できれば4人まではいいですよというただし書きを加えておりますので、多床室の分については地域密着型の部分で南三陸町の方を入れていただくというようなことを規定したということでございます。

それから、慈恵園さんの場合は地域密着型ではなくて、もともと特養老人ホームということでございますので、南三陸町の方だけでなくそれ以外の市町村の方も入っているということでございます。もちろん今回は災害復旧で事業を実施いたしますので、同じような形を踏襲するというふうにうちでは理解しておりますし、多分そのとおりいくと思いますので、地域密着型にはならないうちのほうでは理解をしております。

それから、権限があれば責任が生じるというようなことでございますが、これにつきましては従来と同じと。特に町で条例を定めたからその分が変わるというようなことではございません。極端な話を言えば、そこで何か事故が起きたということであれば、その事業者の方に何か過失があったのかないのかというようなことの調査をする義務はうちのほうにございま

すので、そういう調査をして、最終的には決定を下すというふうな、そういう形になると思
います。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 大体了解しました。しかし、③のところで、この内容はわかりました
けれども、新しいサービスをつくるということもできるのかなと、考えがあるのかなと思つ
て今、いろいろありますね、アからクまでのところで、うちのほうで適用になるのがオとキ
だということなので、もっと発展的に介護のサービスのところで新しい基準としてやってい
けるのかなと思って、その辺をちょっと聞きたかったんですよ。特に今はそういう予定はな
いのかな、先ほどの話ですと。そういうことあります。

それから、80床のうち20人が町民を優先してやると、入所できるということなんですが、そ
うしますとそれ以上の方が来ても、20人以上になっても受け入れ体制はあると、受け入れら
れるということなんでしょうか。20人なら20人で町の基準だからとそこで切ってしまうとい
うことではないですよね。その辺をもう一回確認したいと思います。

それから、権限と義務と責任ということで今聞いたんですが、そこは事業者が責任を持って
やって、町は最終的には調査しながらやっていくという答弁だったんですが、そういう事故
が起きないことを祈りながら話を聞いています。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） サービスの内容についてでございますが、これにつきましては
介護保険法で決まっておりますので、例えばそれを町のほうで新たに別なサービスを展開す
るというようなのは無理だと思います。これは逆に言うと、先ほど言いました、ここで言い
ます「従うべき基準」になるのかなというようなことでございますので、これはあくまでも
ともと省令がございますので、省令に基づいて行うというようなことになると思います。

それから、いよいよ20床分につきましては、地域密着型ということで、これは他市町村
の方々は使えないということでございます。これはあくまで南三陸町の方を対象として20床
確保してあるということでございますので、南三陸町の方は60床のほうも結構ですよという
ことでございます。ですから、20床分は優先的に南三陸町の方、それ以外の60床は南三陸町
とほかの市町村の方も結構ですよという解釈だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと課長、今20床は南三陸町の方たちが優先的にそこに入っ

ているということなんですが、現状はどうですか。20人でおさまっているのか、それとももっと別なところに入っているのか、その辺わかりますか。そういうやっぱり微妙なところが今から出てくるのではないかなという気がするので、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） たしか昨日だったと思いますが、待機はどれぐらいいるでしょうかというような質問がありましたが、約60名ほどいるという話をさせていただきました。ただ、この待機の部分につきましては20床と60床を分けて別々という形ではなくて、80床の中の待機が60名ということなので、そのうち南三陸町の方が何名いるか、あるいはそれ以外の方が何名いるかというようなことまではちょっとなかなかわからないと。実際動いている部分もございますので、その辺はご了解をいただきたいと。細かい部分につきましてはそちらの事業者さんのはうから聞けばわかるとは思いますが、うちのはうではなかなかそこまでは今のところ把握をしておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） なかなか難しい部門で、私もちょっと理解しない部分があるんですが、今回町で病院を新築します。それと一緒にケアセンターですかね、その施設をつくるということを聞きました。それで、平成6年ですか、当時慈恵園があったころの話を私きのうもお話ししたと思いますが、例えば福祉の里としてデイサービスだったり、あるいは老人ホームだったり、それから福祉作業所というんですか、そういうしたものも連携してあったような感じですね。今回被災して、その後にこのような状況ですから、当然そういう福祉の里のつくりみたいなのはちょっとあれなんでしょうけれども、今回このような地域密着型ということで、地域の裁量によって市町村、町でやれるという許認可の分が認められるというふうに緩和されてきたのかなと思いますが、その中で例えば地域密着型という意味の判定といいますか、私素人でちょっと考えてみると、南三陸町内にも老人ホームがありますけれども、例えば看取りの分だったり、あるいは老人ホームに入っていてぐあいが悪くなったりすることはあると思いますが、その場合、当然地元の町内の病院に搬送されるとか、そういうった方がいると思いますけれども、その辺で例えばあらとさんとかだったら、何か話によりますと岩手県のはうに搬送されるといったようなことで、大分苦労したという話も聞いています。その辺の考え方として、町内の病院を利用するということがむしろ密着型ではないかなと思うんですが、その辺どうですか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 地域密着型というのは、先ほども定員で29名以下ということで、いわゆる小規模なのを想定しているということが1つございます。その場合、例えば主治医といいますか、そういった形で嘱託医みたいな形でお願いをする場合と、特養みたいにそこにお医者さんがいなければだめだという施設がまた別にあるんですね。ですから、地域密着型の場合はなるべく近くの病院とそういう嘱託医の契約を結んで、何かあった場合には近くの病院に運ぶというのが一番理想的ではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第15号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号 南三陸町町道の構造の技術的基準等を定める条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第17号南三陸町町道の構造の技術的基準等を定める条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第17号南三陸町町道の構造の技術的基準等を定める条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、町道の構造の技術的基準等について新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから細部のほうを説明させていただきたいと思います。

これまで、道路の改良計画を立てる設計を実施する場合につきましては、道路構造令に基づきまして、その基準に基づいて設計をしてきたところでございます。今回、道路法が改正されまして、その技術的基準につきましては各町で条例化をして定めるということになりましたので、今回設計のときに使う設計車両、それから建築限界、設計荷重以外の部分、道路幅員、線形、視距、勾配につきまして条例化をするものでございます。

関係参考資料の54ページをお開き願いたいと思います。

今回の条例化につきましては、基本的に国の基準を参照して決定するということになっております。しかしながら、これまで道路構造令に基づいて整備をしてきたわけでございますけれども、何ら当町におきましても不都合な点がないということもございまして、国の基準をそのまま町の条例とするということで決定して、ご提案をさせていただいているところでございますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議案第17号、町道の構造の技術的基準という議案ですが、町道ということでお聞きいたしますが、以前私一般質問で避難道路の整備というお話をさせていただきました。馬場中山地区で避難道路として新しい道路をつくりまして、あったんですが、その際その道路を町道として今後町が管理する必要があるのではないかというようなお話をさせてもらいました。そのときに町長の答弁では、今後検討しながらやっていくというようなお話が返ってきたわけあります。あれからかなりの年月がたっているわけですから、

どのような協議、検討をして、結果的にはどのようになったのか、その辺のお話を聞かせいただきたい。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分未来道の話の件だとお聞きしておりました。当初住民の皆様からそれぞれご支援をいただきながらつくったものでございまして、住民の皆様からも町のほうで管理をというようなご要望もいただいているところでございます。それで、一般質問でお答えしたとおり、25年度、町内の道路網計画の中でそれぞれ町道として管理するもの、それから改良を必要とするもの、新設を必要とするもの、それぞれの整備計画を立てたいと思っております。その中で当然検討されます有力な路線だと思っております。それで、今決定できない部分がございまして、1つはご存じのように今名足線側で道路が寸断されているような状況がございまして、今後名足線との交差部をどこに持っていくか、1つ検討する必要があるということが残っていますので、まだ具体にいついつまでに町道化して町が管理するという結論には至っていませんが、方向的には前回一般質問でお答えしたとおりの方針に基づきまして、作業を進めたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今課長答弁にあったように、名足側のおり口ですね、今あそこは生コンを設置するということで工事がなされているところで、地域の方々からお話を聞きますと、今整地をして生コンを建設しようとしている土地の脇のほうの地権者の方から、協力をしてもいいですよというような内諾を地域の方々が得ているという話を聞いたわけなんです。ですから、スムーズにいくのかなという感じがいたしております。やはり早くやっていただきたいんですね、地域の方々も。今度震災がいつ来るかわかりませんので、そうするとあの道路をどうしても利用するようになりますから、できるだけ早くやっていただきたいということ、町道がふえればその分交付税算入にも加算されてくるわけでありますから、町の財産でありますから、早くやったほうが町の利益のためになるかと思うんですが、その辺とにかく早目に進めていただきたいというふうに考えております。答弁はいいです。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私も道路については、非常に興味があるというよりも考えるべき課題だということから、ただいまの資料54ページにありますとおり町道の新設、昨日も一般質問で申し上げましたけれども、そのことについて国が示す基準と同等となるというような、ここに条文が書かれているんだけれども、その新設について町に権限がこのように移譲されたと

いうような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） つくる場合の道路の幅員であるとか、カーブの大きさであるとか、視距というのは見通しですね、その長さとか、そういうものの基準を決められるということになりますて、当然どこに道路をつくるか、これは町のほうの考えでやれるわけですけれども、ただ財源はついてこないという問題はございます。ですから、しっかりした財源があつてやる分にはそれは構わないんですけども、ないのであればある程度国のほうに補助申請等をして事業をするという形になりますので、町が思ったことを全てやれるというわけではないということだと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） やはり新しいものをつくるというのは財源が必要です。南三陸町は、震災前から財源が必ずしも豊かではなかった町であります。それに今回の東日本大震災、壊滅的な被害を受けて、道路網が全て寸断されたということからして、例えば財源を確保するために、南三陸町を救うためにぜひ復興大臣に、高台移転するんだからここに道路の新設をというような話を相談いたしまして、要望いたしまして、新しい町にはやっぱりその町の文化的バロメーターとなるような道路の新設をすべきだろうと。そのためにはやっぱり……、いいです。そういうことであっても、将来に備えて新設が不可欠だということからすれば、やはり上していくよりも下っていくような、あるいは高台のまちに、私が何度も何度も繰り返すのはそのためなんですけれども、財源を確保する必要がある。公債費率、今ところ借りている金が何ぼあって、償還する金額が何ぼというようなぎりぎりのところまでやったら、これは開発行為の中でも可能ではないかなと。なぜならば、何度も言いますように、今度は過去の経験を生かす新しい町をつくるなければならないというようなことを私は述べているのでございますから、そういう意味合いでは、きのうも申し上げましたけれども、効率から見て安全性のある道路、それは日常生活にも大切だろうし、避難道路としても大切だろうというようなことから述べるんですけども、道路の新設、もしこのよう緩和条件が出た、あるいはその町に権限移譲が出たというようなことから、それは当然そういうことも視野に入れながら考えなければならないと、私はこういうふうに思いますが、どうですか、この辺は。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回町で認められておりますのは技術的基準といいまして、実際設計するときの基準でございます。どこにどう道路を配置するかとかにつきましては、これま

でも町のほうで考えて、国のほうに申請をして認められたという部分だと思いますけれども、この部分については何ら変わりはないと。当然そのときに持っていく設計の1つのバックボーンといいますか、になるものが今回町でつくりなさいよと。例えば、これまで2車線道路をつくるのであれば設計速度を50キロでなければならなかつたというのが、こういう地形でございますので、50キロの設計速度でつくったのではなかなか道路にならないので、例えば40キロにおろした形で設計を進めたということが認められる程度の違いだと思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ご説明のように、そういう要するに設計基準、今の町道に対して町が示した設計基準で果たして、これも大変なことだなと。それから、さらに道路の問題に走れば、震災で段差が出てしまったと。要望していながらもなかなか、そういうものが日常生活に支障を来しているんだけれども、それを直してくれていないというような実態が非常に多いわけなんですよ。そういうことも、今回こうした基準がもし町に移譲になったということになれば、当然そういうことも早めて対応できるというような理解の仕方でよろしいでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 繰り返しになりますが、今回は道路を新設、改良する場合の技術的基準ということで、道路をいかにどういう形でつくるかというような基準でございまして、今議員がおっしゃっているのは管理基準というものだというふうに思います。町道をどういうふうにして管理をしていくかという部分でございますので、これにつきましてはこれまでどおり町のほうで一定の基準を設けてやれるということでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ちょっと今課長がお話しした中で、私の考えが違っているのかなと思いますが、一応関連でお話したいと思います。

今回被災したということの中で、津波に対する備えといいますか、要するに安全・安心なまちづくりということは道路条件も大切な部分だと思いますが、その中で現行の道路に沿った形の例えば標識だったりするわけなんですが、それが例えば本町だったら補助の標識みたいなのがありますが、こういった中に今回の津波の到達の高さみたいのが表示されたり、あるいは海拔の表示などもあれば、よそから来た人が高台に逃げるといった場合、高台がどっちのほうかわからない場合もあると思います。そういう場合、海拔が示されていれば高いほうの矢印の方向に行けるといったことも考えられるのかなと思いますので、その辺どうでしょうかね。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 緊急時の避難誘導のことだと思いますが、これにつきましては危機管理課とも相談しながら、今議員おっしゃったようなことができるかどうか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） また同じような標識のことについてなんですが、これはいわゆるユニバーサルデザインといいますか、そういったことなんですかね。それで、基準があると思いますが、どなたでも一目瞭然といいますか、そういったことで進行方向あるいは行き先が表示できるものであればいいと思いますし、今度高台ができれば我々地元の人間でも、高台というかまだ団地名が決まっていませんが、そういったところのどっちに行けばどこの団地に行くということがなかなかわかりづらいと思いますが、その辺の改善という部分も当然考えだと思いますが、そういったやつの表示の配りといいますか、そういったことは今後検討してもらいたいと思います。その辺。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回、道路標識の寸法ということで、その基準をご提案しているわけでございますけれども、54ページにイラストがございます。いわゆる道路の案内標識であったり、警戒標識、それから補助標識の寸法を国の基準と同じものにするということでございます。当然必要な場所につきまして、町が大きく変わるのでございますから、案内標識等につきましては適切な場所に設置をしていくようになるとは思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 南三陸町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める
条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第18号南三陸町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第18号南三陸町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、準用河川管理施設等の構造の技術的基準について新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから細部の説明をさせていただきたいと思います。

準用河川、町内に3河川ございます。歌津地区の港川、寄木川、田ノ浦川でございます。普通河川のうち、1級、2級河川に準じた形で管理をするべきものというふうに指定をされているものでございます。これまで河川法に基づきましてそれぞれ管理をしてきたわけでございますが、今回河川法の改正によりまして各町で条例化をするということになりましたので、今回提案をさせていただいたところでございます。先ほど申し上げたとおり、これまで河川法に基づきまして管理をしておりました。それから、町で条例化する場合につきましても国の基準を参照して基準を設けなさいということになっておりますので、国の基準をそのまま使っても何ら不都合な点がないものですから、町道と同じように国の基準をそのまま使うということでご提案をさせていただいておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 第17号、第18号、関連しているものですから、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

いろいろ建設課長とも相談いたしましたし、皆様にもお諮りしてあったんですけれども、新設ならず改築という面での管理の中でちょっとお聞きいたしたいと思いますけれども、ここに堤防や橋ということがあるんですけれども、例えば橋のことで言いますと、入谷の鏡石大橋、このことについては2級河川になっているわけなんですよ。その河川の、志津川方向から来る進入口はなるほどスムーズに通れて、安全性も確保されているなというふうな思いがするんですけども、米谷地区から来られます398号線との取りつけの関係から申し上げますと、決して安全性が伴っている橋あるいは進入口ではないと、あるいは出口ではないというふうな地元の声が大きいわけです。そういうことで、再三にわたって交渉もしてまいりましたし、このことについては実際に県会議員も通してお願いしていただいたらどうなのかということで、建設課へお願いした件もございます。そういうことで、もしこれが管理区域になると、そしてその改築が認められるというようなことからすれば、やはり今回震災後に地域も相当建物が立ちまして、環境が変わってきております。そのことと合わせましても、その橋の改築が必要だらうと、こういうふうな思いでございますが、こういうことができるのか、町としてこの条例に基づけばできるというふうに解釈されるんですけれども、できるのかということをまずもってお尋ねしておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） できるのかできないのかという問い合わせましては、何ら変わりはございません。できないと。先ほど申し上げたとおり、準用河川の部分でございます。歌津地区にございます港川と寄木川、田ノ浦川に関するものだけでございますので、あそこについては普通河川という形でございますので、これには該当しておりません。ただ、内容につきましては橋をつくる場合にこういう形でつくってもらいたい、それから堤防をつくるのであればこういう土質を使って堤防をつくりなさい、その場合はこういう勾配で仕上げてくださいというものを決定しているものでございまして、今ある橋について改良を求めるという内容ではございません。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 2級河川であるからして、それはちょっと無理だらうというような説明でございますけれども、あるならばあの箇所はやはり県のほうへお願いしていただきたいなど、そんなふうに思います。当然町の道路管理義務ということからすれば、それが支障が

大きいと、あるいは交通事故の一番多い箇所ですからね、あそこは。398号線を含めて。そういうところをやはりよく検討されて、町でできなければ県のほうへそのことを促して、ぜひ改良、改善をすべきだろうというふうにお願いしておきたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 準用河川、これまで国がやってきたことを町がやるんだという内容でございますが、まさにこの3河川、今回の津波で相当被害を受けているわけでございますが、この内容にあるように、それではどのような基準で整備するか、どう考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦孝君） この3河川につきましては、今のところ整備計画は持ち合わせておりませんので、今回の対応はあくまでも災害復旧という対応で考えておりますので、平たく言えば原形復旧を基本としながら工事を進めるということになります。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 災害復旧、原形ということで、この予定はどうなっていますか。いつごろ工事が始まって、いつごろ終わるようになるか。その辺の計画はどうなっていますか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦孝君） 寄木川と田ノ浦川、災害復旧の事業につきましては国のほうの査定を受けて、事業費の確保等はしております。ただ、ご存じのように河口に防潮堤の計画がございますので、その計画と整合性をとらざるを得ないという状況でございますので、そちらの工事と合わせて発注をしたいというふうに考えております。工事予算につきましては、平成25年度予算で現在提案をさせていただければというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号 南三陸町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第19号南三陸町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第19号南三陸町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、同法による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、都市公園に設置される特定公園施設の設置に関する基準について新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案書の40ページをお開き願いたいと思います。本条例の制定につきましての根拠法は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、少し名称が長いですが、通称バリアフリー法と呼ばれてございます。高齢者、障害者などの自立した日常生活あるいは社会生活を確保するため、公共施設、建築物のバリアフリー化を進めるための基準を定めている法律でございます。今回の地方分権一括法の施行に伴いまして、これまで国が一律に定めておりました特定公園施設のバリアフリー基準などにつきまして、現行基準を参考に地方公共団体が基準を条例により定めることになったということで、新たに制定するものでございます。

条例の第2条で、用語の定義は法の例としてございますが、第3条以降で定義しております特定公園施設とは、例えば公園内の園路であったり、管理事務所など公園施設に設置する施設を指してございます。第4条におきましては、園路及び広場における出入り口の幅、4条の第2号では通路の幅、勾配の基準、次のページになりますが第3号、第4号では階段の基

準、第5号では傾斜路の幅、勾配の基準を規定してございます。

42ページにまいりまして、第5条では屋根つき広場、第6条では休憩所、管理事務所、43ページにまいりまして、第7条では野外劇場、野外音楽堂についてそれぞれの出入り口の幅、勾配、スペースの確保などにつきまして、高齢者、障害者などが円滑に利用できる基準を規定してございます。

44ページになりますが、第8条、第9条、第10条と、駐車場や便所について専用スペースの数や構造などについて規定してございます。

これまでも、公園の設置に当たりましては関係します法律の規定により行ってきているということでございまして、今回定めます条例のそれぞれの基準につきましては、国の基準を参考して定めるものでございます。施行につきましては、25年4月1日からとさせていただくということでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 説明をいただいたんですけれども、これに今日を通じては障害者等について1点お伺いしたいと思いますが、40ページ、屋根つきということで特定公園等、障害者に当たっての支障のないというご説明でありましたが、この通路というのは、例えて挙げるならば田東山のあずまや等、バリアフリーもあわせてスロープ等もこの基準にのつとった設置という解釈でよろしいんでしょうか。また別なのかな。その点をちょっとお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川明君） 今回お示ししますのは、公園施設という観点でございます。ただいまの議員のご質問につきましては、いわゆる一般の建築物、公共建築物としての基準についてただしているものかなというふうに思いますが、いずれ公共建築物等につきましても今回の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による基準のもとにこれまでも整備をしてきているものというふうに思われます。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） そうすると、屋根つきということで私例えて言わせてもらったんだけれども、障害者あるいは高齢者に当たってのそういうスロープは、車椅子等ということで文言がうたわれているんですけれども、この基準にのつとったスペースで設置されているという

解釈でよろしいのかどうか、そういうのを兼ねて伺ったつもりなんですがけれども、これはまた別なんですかね。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　今回の条例で規定しています特定公園施設につきましては、公園施設内のという位置づけでございまして、ここに規定している部分でございます。先ほども申し上げましたが、公共建築物という部分についてもそういった法の基準で定められておりますので、屋根つきという部分については屋根がついている広場という言葉のとおりでございますので、公園の中の規定につきましてはこのような解釈で行っていくということでございます。公共建築物としての部分と似通った取り扱いもあるかと思いますが、規定の数値等については同じ基準になっているかと想定しております。

○議長（後藤清喜君）　6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君）　スロープにこだわるわけではないんだけれども、そういうものはこの基準にのっとって例えば120センチメートルとか、いろいろな都合によって80センチメートルとか、いろいろ通路の幅とかが出ているんだけれども、特定というか、今言ったスロープ等はそれに値しないのか、基準にはならないのか。車椅子ということでちょっと私も気になったところなんですが。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　お尋ねの部分については、ちょっとくどいような説明になつて大変申しわけないんですが、本条例の場合はいわゆる公園施設内の特定公園施設と言われるものでございまして、公共建築物としての規定も当然関係する法律の中で規定されております。建築の際はその基準に基づいて実施するということになってございますので、同じような取り扱いになっているかと思います。ただ、法律そのものが平成18年に施行されているということでございますので、それまでは「誰もが住みよい福祉のまちづくり条例」という県条例を1つの努力義務として行つてきているという状況でございます。

○議長（後藤清喜君）　6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君）　私の質問が悪かったのかもしれません。実は、関連するかもしれないんだけれども、かつてあずまや等のスロープ、高齢者もしくは障害者の方々がツツジの咲く時期にあずまやに移動した際に大変苦労されたということを聞いたわけですよ。前建設課長、震災前、この基準にのっとったということで答弁をいただいたんですけども、その後にもそういう苦労をなさっているということで、今それと照らし合わせて、ちょっとそれ違った

かもしれないけれどもその点をお伺いしたかったです。それは建設課かな。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分前のレストハウスのところにあずまやをつくった件で、そこにあるスロープのことだというふうに理解はしておりますけれども、確かに途中からスイッチバックするみたいに180度返ってくる部分が、利用者が大変つらい思いをしているというお話はお聞きしております。それで、こここの4条の1号に幅は120センチメートル以上という数字が載っておりますが、多分少なくとも120センチメートルはないだろうと。多分記憶的には90センチメートルくらいしかないので、そこを90度、180度回転するには確かに狭いものとなっているということは事実だと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 特定公園施設ということで、この場所というのは今後志津川市街地に計画されている祈念公園、ああいった部分にも適用されるということなんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今後新築あるいは改築する公園に適用するということでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 祈念公園地区は、これから祈念塔や祈念の丘とか、町のほうで被災者を追悼する場所としていろいろな施設ができると思うんです。それに伴ってやっぱり障害者、あと高齢者、車椅子の方とかが入れるようなところに設置していくと思いますけれども、いろいろな建物を建てたときにこれを全て必ず設置しなければいけないということなんでしょうか。それとも町の条例の中で、この部分までやればいいというような形なんでしょうか。そして、今まちづくり協議会の公園部会のほうでいろいろな提案がされていると思うんですけれども、そのまちづくり協議会の公園部会からのこういった提案というものは全て行政のほうではのんで、できれば設置するというような方向で考えているのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほどの山内議員のご質問でもございましたとおり、今回定めている条例については公園施設の中の特定公園施設という位置づけの条例でございます。公共建築物あるいはそういったものについても当然同じ法律のもとで基準が規定されてございますので、今後特に目につく部分としては公園施設という部分が大きくなりますけれども、当然公共施設も含めて同じ法律の基準の中で建築を行っていくということでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 総務常任委員会のほうでは、南島原、そして阪神淡路、そういう施設を見てきました。その中には、そういう遺構を残すためのものとか、その近隣の場所にいろいろなものが点在してつくられているんですけども、広大な場所ですので、なかなかその辺の計画というのは本当に大変なことで、これからだと思うんですけども、できれば公園部会とかその辺でも足したような案が出されていますので、そういうたった考え方をできるだけその祈念公園地域に散りばめたような形で、ほかに類を見ないような、そういう公園設計をできればこの条例のもとに設置していただきたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） この第19号ですけれども、もともとこの提案理由にもあるように、今までの議案もそうですけれども、新たにこれがこのたび条例化されるというものではなくて、今まで国、県で定めたものを今回分権一括法の推進によって町のほうに移るだけの話だから、中身については前々からあることだから、何十年も前からね。だから中身について我々は1つも聞くことはない、1つもというわけでもありませんが、皆さんお伺いしていることは、関連なんですよ、関連。この議案に関連しているいろいろなことを聞いているわけだから、それに適応した答弁をしてもらわないとね。この議案の内容はわかっているんです、とくと。わからなくともいいんです、中身は。わかるはずないんです、あなたたちもわからないんだから。関連でお伺いしているものだから、それを理解して答弁をしてもらわないと困るということですよ。

私もそんなわけで関連でお伺いしますが、この特定公園施設、これは南三陸町にこの法律に合致する施設が一体あるのかないのか。これからつくるのか、今あるとすればどこが適用しているのか、それらを説明してください。なければないでいいです。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 特定公園施設というのはどういうものかというと、先ほど少しお話しさせていただきましたけれども、公園内を散歩する散策路みたいな園路であったり、広場であったり、駐車場もございますし、便所、そういうものは今でも公園内には設置をされていると。今後公園の計画等があるところにおきましても、当然駐車場というのも出てきますし、志津川の八幡川の西側の復興祈念公園におきましては、それ相当の管理事務所とか休憩所であるとか、そういうのも今後予定されておりますので、こういった条例に基づいて通路等の基準を満たしていくということでございます。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長、具体的にどの場所。平成の森だったらこういうところがこうだとか、具体的に示していただきます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　公園でございます。例えはでございますが平成の森であったり、松原公園であったり、せせらぎ公園であったり、そういう公園のことを指してございます。

○議長（後藤清喜君）　4番阿部　建君。

○4番（阿部　建君）　今3カ所は説明がありましたが、あとその他はないんですか。便所とともに説明しているわけだから、何も公園ばかりじゃなくてこれらが適用されるという現在の状況をできれば説明してもらいたい。今後つくるものについては当然のことです、条例だから。条例違反できないんだから。当然これが適用されていくわけだからね、今後のことば重要じゃないから。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　公園といいますのは、大くりの意味を指しております。先ほど都市公園条例の一部改正で、都市計画の公園につきましては4カ所、松原公園、せせらぎ公園、東山公園、上の山緑地公園、これが都市計画で定めている都市公園と言われるもので。今回の条例で規定していますのは、その都市計画の公園以外にも公園として目されるものについてもこういう基準に基づいて規定をしているということでございますので、例えば平成の森の野外トイレでありますとか、駐車場でありますとか、あるいはひころの里、神割のキャンプ場であるとか、そういう公園施設におきます駐車場や特定公園施設の建物等についてもこの条例の規定によるものであるということでございます。

○議長（後藤清喜君）　ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君）　その中身についてでございますが、45ページの12条の水飲み場及び手洗い場という条文があるんですが、水飲み場を提供するわけでございますので、衛生的な内容のものを附帯するといいますか、そういうことは必要ありませんかね。従来はなかったんだろうとは思いますが、ただ水を提供する以上、この中で高齢者とか障害者とかが大分うたわれているんですが、免疫力が下がっている方々が多いのかなとは思うんですが、そういうときに水を提供して、ここで何か問題が起きたらどうするのかなというような心配もあるんです。衛生上も配慮した条項というのは設けなくてもよろしいんですかね。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　この条例はあくまでも高齢者、障害者などが円滑に移動す

るための施設の基準を定めているものでございます。今議員がお問い合わせのものについては、水道の水質という部分も加味しておりますが、それはそれで規定をされておりますので、当然安全な水が供給されるという前提のもとでの水飲み場であるというご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 安全な飲料水を提供するのは水道のほうでやっていると、それはただ流すだけであって、公園の中での水によって何かが起きた場合は、どこで責任をとるんですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川明君） 町の水道を利用して、水質的な事故ということであれば、公園の施設での事故ではございませんで、あくまでも水道関係の水質の問題であるという認識をすべきなのがなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は2時35分といたします。

午後2時17分 休憩

午後2時35分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番議員、11番議員が退席しております。

日程第11 議案第20号 南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者
に関する条例制定について

○議長（後藤清喜君）　日程第11、議案第20号南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君）　提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第20号南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法の一部が改正され、水道法で定められていた水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について新たに定めるものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君）　担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君）　それでは、細部について説明させていただきます。

47ページ、48ページに記載されておりますが、町長が提案説明で申し上げましたように、地方分権一括法の施行により水道法が改正され、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について町の条例で基準を定めることになったため、制定するものでございます。

内容につきましては、水道法に規定されているものを参照し、そのまま本条例で規定したものであります。ちなみに、現在当事業所には布設工事監督者の資格を有する者は2名、水道技術管理者の資格を有する者は3名おります。

説明は以上でございます。

○議長（後藤清喜君）　担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君）　ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（後藤清喜君） 日程第12、議案第21号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第21号公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、活性化センターいづみ体験農園について、当該施設を管理する指定管理者を議会の議決を経て指定するものであります。内容といたしましては、石泉部落会を当該施設の指定管理者として本年4月1日から3年間指定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 細部説明をさせていただきます。

本施設につきましては、震災直前の平成23年3月の議会におきまして、指定管理期間を2年間として、その間に地域に払い下げる方針でおりましたけれども、震災によりまして地域への払い下げが難しい状況でありましたことから、今回改めて指定管理の期間を他の指定管理施設の更新時期に合わせ3年間延長し、その間に地域の実情を踏まえつつ、払い下げについて地域と話し合いを詰めていく計画としたいと考え、よろしくご決定をいただきたいと存じます。

なお、本施設の指定管理にかかる資料といたしまして、資料の56ページのほうに町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づきまして、候補者の選定に係る経過を示させていただきました。審査委員会の募集から応募の受け付け、そして審査の経過等につきまして記させていただいてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14

番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 当初はその地区のほうに払い下げを計画していたと。地域の方々もその考え方でおられたわけですよね。震災によってという話で、その辺の地域との話し合いも済んだ上でこういった形をとったのかと思います。それで、募集の決定が2月19日、受け付けが次の日、次の日に決定と。もう少し日にちを置きながら、決まっているというようなことにもなるでしょうが、ただ公募みたいな形をとるわけですから、急ぐ理由は何なのか。もう少し幅を持たせたほうがよかったのかなと。周りから見た場合にね。まるで最初から決まっていてやっているのかというように捉えがちなんですけれども。

そこで、運営基金がありますけれども、町からの指定管理料、この施設については幾らぐらいになっていたでしょうか。それから、毎年決算の状況を町のほうに提出されているかと思うんですが、それらも全部調査といいますか、見た上での選定方法だと思うんですが、これはここだけじゃなく全ての指定管理をしている施設についてはそのようなやり方をしているということなんですが、決算的な資料というのはできれば私たちにも見せてもらいたい。内容をわかりたいわけなんです。今すぐでなくてもいいですけれども、今その資料があればお話しitただければと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） ご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、ちょっと手続の期間を急いで処理をしてしまった経緯がございますが、当初こういった震災という特殊な事情の中でしたので、その手続についてはいわゆる特例的な内部での決済処理というような方法も考えられるかということで、一旦は地域との話し合いのみで事を進めてきたんですけども、やはり議会のほうにきちんと提出する案件でございますので、期間のないところではありましたが、一通りその手続を急いでとらせていただいたというような事情がございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

指定管理料と、それから地域の事業費の概要につきましてご説明をさせていただきます。

指定管理料につきましては、年額で30万円とさせていただいております。その事業費の実績を提出いただいておりますが、大体施設の管理、それから運営にかかる電気料でありますとか、ガス代、灯油代、その他浄化槽の管理などのそれぞれの費用を合わせますと、大体地域のほうでは65万円ほどの費用がかかっているようでございます。決算合計で65万円ほどになっておりますが、実質繰り越し財源がその中に含まれておりましたので、実費としてかかっているのは53万円ほどですね。この中に指定管理料が30万円含まれ、それから地域の集会

施設として使用している要素もあるということで、地域の持ち出しが10万円ほど、その他利用料収入や雑入などなどを合わせて、おおむねその決算額になっているようでございます。指定管理料は町民全体にかかる利用に係る費用、それから集落で集会所として使う要素と、それぞれに機能を持ち合わせておりますので、それに応じた負担をされているというような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 内容は今の課長の説明でわかりました。それで、今後こういった地域の集会所といいますかコミュニティセンター等々、津波で流されたところもありますし、それから高台移転等も計画されて、復興交付金の中で集会所の施設の設置ということもいろいろと計画されている地区もあるようです。高台移転の近くにそういった集会所といいますかコミュニティーの施設をつくる際に、その高台にいる人数に合わせる計画だというふうに最初聞いていたんですが、しかしその地域、要するに高台に行かない、津波の被害を受けない方々も住んでいるわけですね。だから、そういった方々も利用できるような規模の施設が可能なのかどうか。できればそうしていただきたいと。皆さん津波で流されたものですから。それでこういうふうな公の施設といいますか、復興交付金でもってやっていただければ地域の方々も、受益者負担ではないですけれども余り支出しないでつくっていただけるということで大変ありがたいわけなんですが、その辺の今後の計画、どのようにになっているのか。その規模等、地域、その辺どのようになっているのか。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 地域の集会所の整備に関するご質問でございますけれども、震災以前は53カ所あった地区の集会施設は、今回の震災で25の施設が被災いたしております。これから施設の整備を図ってまいる考えでございますけれども、いわゆる復興交付金事業で防集の事業、それと災害公営住宅の事業の中で、全部で19棟を整備する予定でございます。そのほか、議員のご質問のように近くになくて、全く新規に考えなければいけない箇所もございまして、それは県の補助事業を使って進めてまいる考えでございますので、私従前のご説明の際には被災箇所イコールの整備はなかなか難しいのではないかといったような答弁をした経緯がございますけれども、最終的には恐らく被災前と大体同じぐらいの施設の整備が図られるというふうに考えてございます。ただ、具体的の施設の整備箇所につきましては、新年度に入りまして行政区長会等もございますので、一定の住民の合意形成が図られている箇所をまずもって進めていかなければならないというふうには考えてございますけれども、防

集と災害公営住宅の整備箇所につきましては一定の公共施設の整備が図られるわけなので、その用地を利用しながらの施設整備になろうかと思います。現在、施設の大きさとかについてはちょっとまだ具体的な考え方を持っていっておりませんけれども、今考えておりますのは、石浜のコミュニティーセンターをつくった経緯がございますけれども、あのクラスの建物が恐らく基本となってくるのではないかというふうには考えてございます。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　防集や災害公営住宅で併設する集会所なんですが、今企画課長が申し上げた部分、いわゆる地域としての役割を担うか、あるいは団地としての役割を担うかによって、その施設の規模というものは変わってくるかと思います。いずれ今後設置する団地等についても、直接被災した集会所の地域もございますし、集会所機能が残っている、さらに防集団地が出てくる、集会所はどうするのかといったような議論は地域ごとにケース・バイ・ケースの部分がありますので、地域の全体を担うべく集会所の規模にするか、その一団地の区域を担う施設規模にするか、今後地域のほうと個別に話し合わせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君）　14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君）　地域の方々の希望に沿った建物にしていただければというふうに思います。ただ、その地域によってもいろいろなご意見があるかと思うんですよね。要するに50人が高台あるいは公営住宅に行くと、50人から聞けば「ここの団地の方々で十分ですよ」というところもあれば、そして残った同じ地区の方々は「いや、皆さんのが使用できるような設備にしてください」ということで、さまざま意見が出てくるかと思うんですね。その辺の調整といいますか、できれば震災前のコミュニティ、要するに地区に1つずつあったわけです、そしてこの津波でやられた、ですからできれば地区全体が使用できるぐらいの規模の施設であれば皆さん問題ないかと思うので、その辺のところもよく考えて進めていっていただきたいというふうに思います。

先ほど企画課長のほうから、石浜地区の規模程度だというふうなことを言われましたが、地区によってはまるっきり小さい、少ないというところもあるので、それはその人口等も踏まえながらの規模の設計というものをしていくかなければならないのかなという感じがするんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君）　復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君）　私石浜地区を一応例として挙げさせていただきましたけれども、

当然公共用地として用意できる敷地の面積に応じて、あと建蔽率とかがございますので、それに応じた形の施設の整備になろうかというふうに思ってございます。あわせて、防災機能等も含めて考えなければいけないということがありますので、これは新年度に入りまして関係課と打ち合わせをしながら、あとは地域民との協議をしながら、適正な規模の施設の整備を図っていければなというふうには考えてございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号 工事請負変更契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第13、議案第22号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第22号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成24年度袖浜浄化センター等災害復旧工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明させていただきます。

議案関係参考資料の57ページをお開き願います。

管渠の平面図ですが、管渠の工事に当たりまして試掘を行いましたところ、地下水が高く、ほとんど海水だったわけですけれども、それと管渠の掘り山が土砂ではなく碎石でありましたため、崩れやすく、現設計では施工できないということで、管渠を浅くしまして、1メートル20センチメートルから2メートルほど浅くしまして、管も通常の塩ビ管からリブ管に変更し、当初施工延長84.45メートルを全延長152.4メートルに変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 増額金額は大した金額ではないのですけれども、復旧工事、新設ではないものですから、いろいろな調査をするということもなかつたはずです。ただ、復旧に当たって、予算をとるにしても入札にかけるにしても、その前に現状調査というのには必要になるわけですよね。どういう状況にあって、どういう工事で復旧するのかということを調査しないと、金額にしても工期にしても打ち出してこられないですから。だから、そういうことは予想外という解釈でよろしいですかね。工事をやっていてそういうことが起きたということは、予想外だったということなんですかね。最初からわかっていたわけではないでしょうから。そのためにこういう工事の変更をしたと。土砂が崩れてきたとか、いろいろ内容はわかったんだけれども、そういうことは想定できなかつたかどうかなんですね。現状を最初に見るですから。その辺いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） この工事は、平成3年ぐらいにやられた工事なんですが、そのときは施工断面が、下が管渠の周りは砂で、その上は土砂というふうな格好で施工されているものと、そういうふうな設計だったものですから、そのような格好だったと思ったんです。ところが、実際掘りましたところ、護岸工事の絡みで多分後で施工したのかなと思いますけれども、そのときに全て碎石等になったのかなと思います。ただその部分が、当時私も担当していましたし、聞いてもちょっとわからないというような格好だったものですから、このような格好で変更になったということでございます。

それから、事前に調査ということでしたけれども、事前に掘削してというふうなことになり

ますとその分の調査費が別途かかるものですから、その分ができなかつたということでござります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第23号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第14、議案第23号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第23号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災で被災した寄木・韮の浜地区の防災集団移転促進事業造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第23号の細部説明をさせていただきます。

議案参考資料の59ページをお開き願いたいと思います。

工事の名称でございますが、平成24年度防災集団移転促進事業、寄木・韮の浜団地造成工事

でございます。制限つき一般競争入札により、消費税を含む契約額につきましては6億5,625万円となっております。鴻池組、山庄建設特定建設工事企業体を相手方として契約をするものでございます。入札の結果等については、記載のとおりでございます。なお、工事期間につきましては、26年9月30日までと設定しております。

次に、60ページの位置図をお開き願います。

寄木・葦の浜団地の位置でございますが、歌津つつじ苑東側に位置しております山林でございます。

次に、61ページをお開き願いたいと思います。

土地利用計画図となってございます。完成後の団地内の宅地の盤の高さでございますが、海抜43メートルから46メートルの計画としてございます。造成面積につきましては、ちょっと表の数字が小さくて恐縮ですが、全体で約2.5ヘクタールでございます。黄色の着色部分が宅地となる部分でございます。寄木行政区が23戸、葦の浜行政区が18戸の合わせて41戸分の宅地を計画しております。北側にございますオレンジ色の着色部分については、集会所等の用地を予定しております。あわせまして、防火水槽の敷地としてございます。

工事の主な工種につきましては、敷地造成工事、いわゆる土工事が主でございまして、そのほかには町道寄木葦の浜線の拡幅部分、団地前前面道路としてございますが、ここを6.5メートルの拡幅を予定し、延長が329メートルございます。そのほかに、団地内の区画道路整備といたしまして幅員6メートルの道路、延長が570メートルの整備を予定しております。そのほか、水道施設工事も予定しているというところでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 大規模な防災集団移転がここで始まるわけです。藤浜のほうでも10戸ですか、その造成が始まりました。葦の浜、寄木に関しての土地の買い上げ、買い取りとかその辺を聞きたいんですが、被災された方々の土地の買い上げ、大体平均幾らぐらいになるのか。あと、この団地のほうの土地の買い取りですか、その辺の平均の価格は幾らぐらいになるのか。あと、今回41戸という多くの戸数の、この入居の場所決定はどういった方法であるのか、その3点をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 場所の決定方法のほうからご回答させていただきたいと思

います。

まだ具体的な方向性は決まってございません。両地区の契約会長さんが主体的にまとめ役を担っていただいておりますが、そこでどういう方法にすべきかという部分を現在地元と調整をしている段階でございます。いずれ町のほうからは、町のほうでどうしてもという話になりますと抽選という形をとらざるを得なくなるので、そこは何とか地域の中で調整をしていただきたいというお願いをさせていただいております。なお、61ページ、ちょうど住宅団地の真ん中に南北に走る道路がございます。この東側が寄木行政区、西側が塙の浜行政区という方向性だけは決まってございます。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君）　土地のとりあえず造成した後の価格につきましては、想定価格ということで大体平米当たり7,000円から9,000円、坪当たりですと2万3,100円から2万9,700円というふうな形で予定してございます。

それから、被災地の土地の買い取りということになりますと、まだ実質歌津地区に関しては被災地の買い取りの契約までは至っていないので、これから具体的に申し出に合った件につきまして各地の評価をしながら、今後買い取りのご通知を差し上げる予定としております。

以上であります。

○議長（後藤清喜君）　1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君）　土地買い上げの価格の定点が各地区にあるわけなんですが、そういった定点の価格というのも寄木、塙の浜に当たってはないというような判断でよろしいんでしょうか。今志津川市街地を初め、造成した土地の買い取り価格ということで、いろいろな場所で提示されています。そういった中で、東浜とか中央区、あと西に至っては最初6万5,000円が9万9,000円とか、それぐらいどんどん値段的に下がってきてているということは、これから高台移転に進む人たちにとってはすごいプラスになる部分ですので、その辺、いつもこの土地の部分に関しては買い上げと土地を買い取るというこの2つの部分の金額の差がどうしても大きく出てくると思います。そして今回この寄木に関しては2万3,000円から2万9,000円、もう妥当な値段だと思います。一例を挙げれば、戸倉地区の防災集団移転と公営住宅の、あの場所に関しては折立地区が2万5,000円とか、あと旧戸倉小学校のあの場所が1万5,000円とかすごい設定でありながら、戸倉のあの高台移転に関してはすごい価格が、最初6万5,000円とか、それ以後6万円以下に下がったとか、いろいろあるんですけども、そういった大きな価格差が再建の壁となって、なかなか進まないという現実があります。しかしながら、

こういった集落の高台移転に関しては、契約会長とかそういった方々の協力、そして相談によって何とか行政のほうでもそれに応えようという動きがこの中に私は入っていると思います。そういったことを考えても、今後進む高台移転に関してはある程度値段が出ました。ただ、安いところは極端に安くて、高く買ってもらうところは、そういった場所的なものもあると思いますが、できれば土地は何とか高く買い上げてやって、買い取りたい土地に関しては安くというような方法をできれば今後行政のほうでも、決定とかそういったことはあるのでしょうが、できるだけ応えられるような体制でもってお願いしたいと思います。

あと、入居の土地の場所なんですが、この地域はやっぱりまとまっている地域で、いち早くこの土地も確保し、契約のほうでも動くということで、私一番最初にこの葦の浜、寄木地区ですかね、その辺の話を聞きました。糸余曲折あったんですが、一番早くなったということは、やっぱり地域のつながりとかとそういった面が色濃くなって、こういった価格にも波及されたのかなと思います。ですから、できるだけこの入居する方の希望に合わせた土地、場所、その辺はできるだけ地域で何とかまとまって、後にしこりを残さないような形でもって、行政が入るよりもできるだけ地域の中でまとめてもらったほうが、その辺は行政のほうでも楽かなと。次にまた新たな部分に移れるということで、まだまだ時間があるものですから、その辺は地域のほうに行政のほうで話していくという方向でお願いしたいんですが、その辺はいかがでしょうか。今回議会でもありましたけれども、復興推進課はたくさんの仕事が控えているので、地域でやることは地域のほうに任せると、それぐらいの気持ちでやったほうが高台移転も含めて復興が早まると思いますが、その辺最後にお聞かせください。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　先ほどそういった意味合いでもお話ししたんですが、ただ例えばという決め方というルールは、たたき台はやっぱり行政側である程度示してやったほうがいいのかなというふうな部分はありますが、根本的なものはいずれここに入居される方々が話し合って決めていただくというのが原則だと思います。今後においても、行政でやれる部分は当然限られてきますので、地域主体で決めていただくという方向性については今後も同じかと思います。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君）　被災地の価格についてはまだ手続をしていない状況なんですが、価格そのものは標準値という形で出ておりますので、その部分について私のほうからご答弁したいと思います。

葦の浜につきましては、一応平米当たり5,200円、坪当たり1万7,160円ということでござります。今後これらの基準に基づいて、対応していくということであります。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 葦の浜地区の土地の買い上げ、この価格ですとやっぱり今後高台に移る方の負担は少なくて、私はいい地区かなと。モデル地区だと思います。あと、入居に当たつても、このぐらいの40戸の規模というのは大体いろいろな問題が出てきそうな多くの集まりだと思いますので、この寄木・葦の浜浜地区をできれば今後進む28地区の高台移転のモデルとして、町のほうで地域にこういった形がありましたよと、こういった方法がありますよということで、その辺を伝えて、潤滑な、問題のないような方向でぜひ高台移転ができるよう行政でも働きかけてもらいたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 先ほど来集会所のことが出ていたんですけども、ここの場合は葦の浜と寄木が両方で使うわけなんですか。それと、ここのところに入る41戸の部分は地区名はどういうふうに決まるのか。あるいはこの部落は両方とも旧集会所は流されているわけですが、どのような方法で利用するのか。その点をお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 現計画は、寄木地区、葦の浜地区両地区で共有して使っていただきたいというスペースで確保しております。建物の規模も若干普通の集会所よりは、2地区一緒に使うということはなかなか、同じ日に同じ催しをやるというのは調整していくことになりますが、比較的やや大きめの集会所という部分は予定をしておりますが、ただ地域のお話を聞きますと、やはり行政区ごとに欲しいというお話が出ております。その行政区ごとといいますのは、寄木は寄木、葦の浜は葦の浜というお話は確かに承っております。ここの部分は、今後設計するにおいてこの敷地の中で2つにするのか、あるいはどうするのか、町とすれば当然この集会所で両地域を担っていただきたいというお話は伝えさせていただいておりますけれども、今後地域と具体的な部分について詰めていきたいなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） そうすると、被災に遭わなくて残っている家の方々もそこへ行って使用するわけですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 集会所としては、この団地という捉え方ではなくて、地域全体という捉え方での面積を予定しているというところでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 造成面積も大きいということで、額も大きい、それに伴って地元の業者さんではなかなか難しい事業内容ということで、大手とのJVという形になったわけです。その事業配分というか、今度は2社なんですけれども、何対何の割合の配分になるのか。その辺。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 代表が7割、もう一方が3割ということでございます。運用基準でもそれ以上と、2社の場合は3割、7割、それ以上という形になっているという状況です。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 1,000年に一度の大事業というか、ここだけじゃなくこれからやられるわけですよ。これからますます場所によっては大手の方々のJVでなければ事業が進まないということも想定されているわけです。そういったときに、地元の業者さんが3割というのはちょっと私は少ないのではないかなど。4割あるいは4.5割ぐらいになってもいいのかなど。地元の事業ですからね。たまたま規模が大きいし、いろいろな事業があるから、こういった中央からのJVということも考えられるわけですけれどもね。やはり配分も、もう少し地元が多くなってもいいのかなという感じがするんです。それは行政のほうからの指導というのはなかなか難しいんですね。業者間の話し合いで決まるわけですけれども、ただ指導はしなくともというか、できるだけ地元が有利になるような話はできるかと思うんですよ、行政から。その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほどのご説明で、ちょっと説明が悪かったところがあるんですが、町で定めております共同企業体の運用基準によりますと、2社の場合につきましては最小30%以上という単位での出資割合と規定されておりますので、今回は7対3というふうないわゆる最小の部分でなりましたけれども、それは町のほうが関与して決めるわけでもございませんで、当該JVの構成員の中で相談していただくと、当然そういったことで企業体というものを結成していただくことになろうかと思いますので、あくまでも自主的な結成であるということでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 建前はそうなっているの。わかっているの、それは。ただ、地元業者さんの育成も含めて、これは副町長の担当かな、常に私副町長のほうにばかり振ってはいけないとさっきも言われたんだけれども、やっぱりそういった助言ではないけれども、町としての希望は話しても差し支えない話ですからね。命令でも何でもないんですから。町としてはできるだけ地元の業者さんに仕事を有利にしてくださいよと、規定は3割なんだけれども、4割なり、あるいは4.5割なりと、そうしてもらえるようにというぐらいの話はできるでしょうということを言っているんです、私。いかがですか、副町長。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） これからいろいろ災害公営あるいは防集、各団地、年度内に何らかの形で着手したいというお話を申し上げているわけでございますから、一気に短期間で議会のほうにいろいろなご提案をするような事案が出てくるだろうというふうに思います。それで、考え方でございますけれども、藤浜については町内の業者を対象にさせていただきました。今回については、事業規模等から中堅ゼネコンとのJVということで、これは行政が主体で打ち出したやつでございまして、地元についてはS、Aクラスと、あとはJVを組んでくださいということで公募をしました。これからさらに大きいものも出でます。場合によりましてはスーパーゼネコンとか、いろいろな組み合わせの中で短期間で、昨日も議員からもお話をございましたようにとにかくスピードを持ってやらなければならないということでございますので、地元業者という部分も当然念頭に置きながら、かつスピードを持ってそういった仕上げができる発注のあり方については、隨時内部でも今検討してございます。

それから、今お話をございましたJVにおける出資割合が30%以上ということです。ただ、実際この出資割合と施工に係るかかわりのあり方については、また別だろうというふうに思います。今回も地元の業者とJVを組ませるという背景については、そのことによって地元での業務量をいかにつないでいくかということも含めて我々は考えたつもりでございますので、出資割合は規定でございますのでそういう構成でございますけれども、あとはそれぞれ現場の中で、地元と代表との間でどういった役割を持ちながら円滑に業務を進めるかということについては、ご指摘ありましたように我々も地元の業者さんの対応が多く出てくることも期待しながら、一方ではこれから復興関連のものがいっぱいございまして、地元の業者の受注環境といいますか、そういうものも配慮しながら考えていきたいなというように考えてございます。いずれにしろ、これから防集1つであっても規模の大小がさまざまでございま

すので、その辺についてはお話のようなことも十分配慮しながら取り組んでいきたいという
ように考えてございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私のほうでないけれども、これから造成がたくさん始まるのでまとめて
聞いておきたいんだけれども、この図面で見ると区割り面積というのは同じなのか、何ばぐ
らいなのか、その辺。

それから、この造成基盤というのは、この図面を見ると平らなんだけれども、山あり谷あ
りもあるなんだけれども、どんどん建てられる条件値まで地盤を下げて造成するのか。つまり
入谷に建物が建てられるような構図なのかということ。

さらにもう1つ、これは国の基準に従って、つまり国が支援してくれる分の助成金で建て
られるもの、その申請だと思うんだけれども、このあたりをいま少し余裕を持った造成がで
きないかということ。この3つを聞いておきたい。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 各区割りの今の計画面積につきましては、黄色の区割りの
表示の中に、下段のほうに面積を表示させていただいております。非常に細かい数値で申し
わけございませんが、基本的にはいわゆる100坪でございます。

それと、基盤はすぐ家が建てられる基盤までの整備ということで、ご理解をいただければと
思います。

それと、余裕のあるという部分については、国の一定の基準がございますし、何よりも土地
の所有者との条件、そういうものが最大限優先されることになろうかと思います。国の方
の基準も当然ございますけれども、基準を緩和する理由として単なる余裕があるとか、そ
ういった中ではなかなかその基準を超えることは難しいのかなと思います。具体に言えば、
例えば取りつけ道路の面でどうしても面積が多くなってしまうとか、そのいい例が藤
浜地区であったと思います。藤浜地区は10戸で、本当は基準面積は6,600平米という敷地面積
が一定の国の方の基準となっております。しかしながら、取りつけ道路にどうしても面とか
が出てきてしまう関係上、面積が9,900平米ほどになっていると。そういう具体的な理由のも
とでその基準を緩和するという部分はございますが、単純になかなか余裕のあったという部
分は満たせられないということでございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 今の説明で理解はできるんだけれども、今3つ目のやつを1つだけ伺っ

ておきます。最後に言った余裕を持った面積の確保はできないかということは、なぜそういうことを言うかというと、この葦の浜部落に来たいなという人はこれからも出てくるかもしれない。この地域だけでなく、ほかの地域でもそういうことが出てくるかもしれない。あるいは、南三陸町へ呼び戻すというような点から、そういうことができないかということを今伺ったわけでございます。なぜかというと、震災に遭って、一番先に住宅がいったのは横山なんですよね。横山はどこに建てたかというと、住宅団地に建てたんです。つまり、空き地があった、更地があったということなんですよ。そういうことをやっぱり考えられていてもいいのかなと。やっぱり俺は地元に帰りたいなと、しかも葦の浜のあそこは日当たりがよくていいなという人がこれから出てくるかもしれない。いや、これからつくるところにもそういうことが多く出ると思いますよ。そのことを、ひとつ考え方をお願いします。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　そもそも防災集団移転事業とはというところからご説明させていただきますが、一般的の分譲とは違いまして、いわゆるここの団地に対して何名入りますかと、それで41戸という手が挙がりまして、41戸を造成するという考え方でございますので、ご理解いただきたいなと思います。

それと、さっき答弁漏れがございましたが、真っ平らというお話がございましたが、幾分段差をつけてございます。全体的には43から46ということで、一番高いところから低いところまでは3メートルの段差はございますが、それぞれの宅地については地形によって30センチメートルであったり50センチメートルであったり、そういった状況になってございます。

○議長（後藤清喜君）　ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君）　この区割りについて、これまで何回かこの図面は見せてもらったんだけども、これを計画するに当たって地域で説明会をしたんだろうと、その中で了解も得たんだろうとは思いますが、この中に道路はつけられなかつたのかなと。というのは、この宅地の価値観が違ってくるのかなと。同じ価格で買って、道路を目の前にしている家は使いやすいわけですよ。道路を後ろにしている人たちは、例えば北向きに家を建てる人たちはごく少ないですから、そうなってくるとその土地の使い方によって不平不満は出なかつたのかなと今思うんですが、どうですか。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　宅地の最終的な価格につきましては、当然今議員ご指摘のとおり各地によって変わってくると。いわゆる角地であれば当然値段は高くなるということ

でございます。一律皆同じではございません。それと形等についても、土地の所有者とのいろいろな制約といいますか範囲の中で最大限区画割をしたという状況については、地元のほうも理解をしていることでございまして、このような形になっている経緯になったということでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第15、議案第24号工事請負契約の締結についてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第24号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した名足小学校の復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第24号につきましての細部説明をさせていただきます。

す。

議案関係参考資料の63ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成24年度名足小学校災害復旧工事でございます。工事場所につきましては、南三陸町歌津字中山地内でございます。工事概要は、校舎、屋内運動場の復旧工事でございます。入札方法につきましては制限つき一般競争入札、契約会社につきましては山庄、阿部伊、志津川特定建設工事共同企業体、契約額につきましては消費税込みで3億9,585万円でございます。以下、入札回数等につきましては記載のとおりでございます。

64ページをお開き願いたいと思います。

名足小学校の平面図が記載されてございます。図面の見方でございますが、図面の上が北方に向で、下が南方向ということになっております。工事箇所につきましては、斜線で表示をしている部分でございます。上の建物が屋内運動場、下の建物が校舎となっております。

初めに校舎でございますけれども、津波により被災した屋根の破損箇所の改修、それから1階部分のサッシ、ガラス破損箇所の改修、1階、2階の内部、床、壁、天井などの改修工事を施工いたします。今回、津波で被害を受けておりますので、内部につきましては一旦全て取り壊しを行い、それぞれ復旧するものでございます。この工事によりまして、1階部分を特別教室とし、2階部分を普通教室に配置がえをする計画となっております。

次に、屋内運動場でございますが、被災した外壁の補修、それから内壁、内部建具等の改修になります。

以上、工事概要でございます。細部説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 被災した名足小学校の校舎の災害復旧、ようやく着工ということになります、大変喜んでいるところであります。父兄、生徒、よその学校を借りまして、大変な思いといいますか、そのことによっていろいろと問題が生じてきているわけではありませんが、やはり自分の母校で一日も早く勉強をというのを待ち望んでいたわけですから、この事業を首を長くして待っていたという実情であります。

それで、今回のこの工事については1社しか参加しなかったようであります。3億8,000万円の価格、それから先ほど提出されました繰越明許費の内訳がありますね、要するに3月29日までの工期ですが、これができないということで、繰越明許をこれからやる予定なんです

が、この数字を見ますと3月中に50%進捗率といいますか、繰り越しの率を見るところなっているから、どのような工事をするんだろうなと思って、それがちょっとどうなのかなと思っていました。

それから、この繰越明許費の事業費の4億2,900万円、この改修に当たっては3億7,700万円と。この差額の内容がどうなっているのかですね。言っている意味わかりますか。その内容がどうなのかということです。

それから、入札保証金につきましては免除と、これは免除をする規定に当てはまっているからこそやられたのかなと。これは3つの会社さん、過去にもいろいろな事業の実績を持って、たしか2年前からですかね、2カ年の実績があるということを認めることができますのであれば入札保証金は免除するという項目でうたってありますから、いいかと思います。

今度はこの契約保証金、以前にも私いろいろと質問をした経緯がありまして、また副町長に言って申しわけないんですが、「今後これを協議をして検討して、見直すものは見直していかなければならない」というような答弁がありまして、あれから日数もかなりたっておりまして、何十回も検討して、その結果が出たかと思うんですが、そういう検討結果をお話ししていただければと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 4点ほどご質問がございましたので、それをお答えをさせていただきたいと思います。

まずもって繰越額でございますが、今回契約に伴いまして50%の前払い金がございます。これは24年度部分としてお支払いをするものですから、当然それは繰り越す必要がないということで、約50%の出来高という形になります。現場はできていませんけれども、支払いだけが済むものですから、50%の繰り越しで済むということでございます。

あと、額の違いでございますけれども、あくまで査定を受けた段階で予算をとっております。幾分不明な点も当然ございますので、一応余裕を持った形で予算は計上させていただいております。あと、工事の監理業務等もございますので、それらを含めた金額でございます。

それから、入札保証金につきましては、先ほど申ししたとおり現在町のほうでは過去2年間の実績をもって確認できたものについては免除するということにしておりますので、今回もその取り扱いをしているということでございます。

それから、契約保証金でございます。前回の議会でもいろいろご質問をいただきました。それで、現在1割以上ということで、1割の保証を取りつけておりますけれども、その額が

適正かというお話を前回いただきまして、それについては県では今3割という部分もございます。それはあくまでも特異な場合のみでございまして、通常は1割ということで運用しておりますので、今回は1割ということでございます。ただ、これから工事がふえる中でいろいろなケースがございますので、その節はそれぞれにおいて検討していくということで、ご理解をいただければと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前にも話したことをまた繰り返すようになるので、それに基づいて検討すると、その検討結果がまた同じく10%ということになったんですかね。検討したんですかね。この間もいろいろと例を挙げましたけれども、10%で事故があつて、10%上乗せした再入札で、残りの事業が果たしてできるのかということなんですよ。今回、前払い金が発生するということになりますと、保証協会の保証を受けられたわけですよね。保証協会の契約金額も10%なんですよね。事故が起きたときに、保証協会で全額出すという規定はないんですね。あくまでもその預かっていた10%の範囲の中で再入札をかけて、事業を行うということになっているわけなんですよね。普通に考えてみてください、普通に。前払い金を50%出した、事故が起きた、ただ前払い金ですから、まだ事業は全然やっていないわけ。事業が始まって10%の進捗率でもいいや、前払い金を出した後に10%の工事の進捗率で事故が起きた、残りの90%の工事、1割の預り金で再入札をかけて、また町が幾ら手出しをするんですかということになってくるわけなんですよ。そうすると、誰が負担するのかとなると町民ですよ。今回はこれは復興交付金でやられますけれども、普通の工事の場合はそういうふうになってくるということですから、ひとつその辺の見直しもやる必要があるのではないかということを私前から言っていたんですがね。

例えば保証協会の保証を受けることができない業者さんは、業者さん法人から町のほうで1割を預かり金という形で受けるわけですね。それも、これと同じように10%ではいかがかなという話もしていた。10%の預り金となると、その預り金の中でしか履行保証ができないわけです。要するに工事を履行する保証。であれば、先ほども言ったように町がまた手出しをしなければならないということから、事業者の方々が、あるいは保証協会が、事故が起きた場合の損害保証会社、民間があるわけですね。そこに加入をさせるような方法もとることもできるわけですよ、町で契約する際に。1割の保証金ではちょっと無理だから、こういう事故が起きた場合はその保証会社から保証を受けられるような保険に入ってくださいよと、町がそういう指導もできるはずです。それをもらってきた上で初めて契約というものもやら

れることが、私は適正なやり方かなと思うんですが。言っている内容わかりましたかね。一般的の保証会社、わかるでしょう。その保証会社によってはそういういた商品を出している会社と出していない会社もありますけれども、そういう履行を保証する一般の保証会社の保険に入ってもらって、そして契約を結ぶというやり方さえすれば、履行保証ですよ、これは安心して町としても契約が結べるのではないかなという感じがするんですが、その辺の考え方、課長はなかなかその辺まで話できますかね。それなんです。これはもう執行部の責任者がやることなんですが、事務的なことじゃなく。どうお考えですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと訂正がございます。4番目の契約保証金の今回の契約に関するところでございますけれども、前回お話をいただいたのが1月の議会だと思いますけれども、そのときにはもう既に公告等が済んでおりますので、大変残念ながら今回の契約には間に合わなかったということでございますので、訂正申し上げます。

それと、履行保証の考え方でございますけれども、事業保証会社と現在主にやっております。それで、基本的には前払い金の保証の特約条項ということで契約保証がついているということで、これはセットで契約をしているという状況でございまして、一般の損保会社等でございますと、前払い金の保証が受けられないという1つの問題がございます。それと、何か株式であったり、現金はちょっと無理だと思いますけれども、そういう何かの担保を別に預けていただくという形になります。それで、履行保証の中にもいろいろ種類がございまして、基本的には役務的保証と金銭的保証という、これも選択をしなければならないという状況がございますので、どちらがいいかという部分も含めてこれは検討が必要ではないかと考えています。それで、県の入札の心得を読みますと、役務的な保証をさせるときには特別な理由がなければ、理由があつて内部検討してから契約をするようにという取り扱いになっておりますので、例えば完成期日が何か絶対的な理由があつてそれ以上絶対おくれてはだめだとか、そういう事情がある場合に個別に検討するという取り扱いになっております。ですから、機械的に役務的な保証なりを求めるることはなかなか難しいのではないかというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その確認といいますか、今課長が述べられた内容なんですが、その履行保証と契約の、あくまでも保証会社の件ですけれども、これはセット物というか、全ての履行保証も保証してくれるという、今ちょっとそんな感じで受けたんですが、1割の保証金だ

けじやなく、全ての残りの工事の履行保証も保証会社がやってくれるという、今そんなニュアンスの話だったと思って聞いていたんですが、どうなんですか。その辺のところをはっきりとね。あくまでも 1 割の保証金額内での履行保証だと私は判断していたんですけども、そうじやないんですか。（「会社によって、保険によって違うんです」の声あり）いや、保証会社が保険をかける保証会社のことを言っているんでしょう。何だかこんがらがって困るんだけれども、業者さんが契約をした、業者さんが前払い金をいただくために東日本保証会社にお願いするわけですよね、保証を。そして東日本保証会社のほうで町に 1 割の契約保証金を出すと。その東日本保証会社がさらにまた別な保険会社のほうに保険をかけるわけですよね、民間の。いやいや、だから、そこなんです。履行保証の問題なんですよ。工事の履行保証をしてもらう、実際に履行保証といつても掘削とかそういうのではなく、2 回目の再入札にかけてくれる額を保証すると、履行するための保証を、東日本保証会社が全て自分の自前でもって出してくれるんですか、そうすると。1 割以上出しますか。発言する回数がないから今いろいろとまとめて話しているんだけれどもね。その辺です。課長の答弁だと、何か全てのものを東日本保証会社がやってくれると、残りのやつもね。1 割以外もですよ。その辺のところ。それから、東日本保証会社の保証を受けられない会社がありますよね。その方々は民間の保険会社に保険をかけて、その履行保証がその保険会社ができるようなやり方をしてもらってはいかがということを言っているんですよ。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 言葉足らずで大変申しわけございません。工事の契約をした会社が、まずもって前払い金をもらうという状態になったときに、まずもって前払い金の保証をしていただく必要がございます。前払い金の保証は、保証として 1 個の契約でございます。それから、履行保証の契約がまた 1 個、ですから 2 つの契約をしていただくという形でございます。それで、そこから保証事業会社がまたさらに再保険をかけるかどうかはちょっと私も存じておりませんので、その辺はちょっとわからないです。一般的には保証会社から 1 割の違約金といいますか、損害金をいただくという形でございます。

それと、先ほど申し上げましたのが前払い金がない場合でございますけれども、一般の損保会社で前払い金の保証をしているケースは、私が調べたところではなかったと。あくまでも履行保証の単独の商品はございました。

では、前払い金の保証を受けられない会社もあるじゃないかというお話でございますけれども、当然保険会社のほうでも経営審査をしてから保険を受けるか受けないかを決めるよう

ございますので、東日本保証会社のほうで保証できないやつがそのほかの普通の民間の損保会社で引き受けていただけるかどうか、これはまた個別の会社のそれぞれの経営状況の結果だと思いますので、審査の結果に基づくものだと思いますけれども、ないことはないという状況でございます。

それと、先ほど言いましたのが履行保証という、損保会社でやっているのは履行保証保険なり証券なりという商品の名前になっているものでございまして、その中には当然お金で保証をする商品と、役務で保証をする商品がございます。要は、元請といいますか本来の業者が何らかの形で工事の続行ができなくなった場合、その保険会社がほかの建設会社を連れてきて、今の現存の契約の中で工事を完成させてやるという保険もございます。ただ、問題なのが町とその新しい業者の間で契約といいますか、あくまで債務関係があるのは町と保険会社だけでございまして、建設会社と直接の債務関係がないという1つの問題点がございますので、そこは先ほど申したとおりそれぞれ個別に判断するようになるとは思います。

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしておりますが、議案第24号が終了するまで時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長といたします。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 保証会社とか保険会社とか1割とか、いろいろこんがらがるでしょうから、今回のこの工事、3億7,700万円、前払い金50%、まだ着工しない。この会社がどうのこうのということを言っているのではないですからね。そこを勘違いしないでくださいよ、皆さん。事故が起きたと、契約保証金、前払い保証金をもらっていますね。そのお金で、50%を払っていますから残りは半分しかないわけですよね、お金が。50%の前払い金でしょう。そして残りは。その辺を詳しく。あなたばかりわかってもだめなんだ。前払い金というと、事業者に前払い金を払ってしまったのではないかという解釈をしているわけだから。だからそこを、前払い金の性質、目的がちゃんとあるわけですから、それはこういう流れの中で前払い金というのはありますよと、50%になるのか30%になるのかいろいろあるわけですから、最高今50%ですか、前は40%が50%に上がったわけなんです。そこを、それでは残った、例えば中間払いというのもあるわけです。それはあくまでも工事の進捗状況によって検査をして、このぐらいできたのであればそれではやりますよというやり方もあるわけ。例えば中間払いをして、その半分できたと。工事の半分。それで中間払いですから、出来高払いですか

ら、50%お金を払ったと、前払い金はそれではなしにして。そうしますと、残りの50%の金額プラス契約保証金で、その残った事業が果たしてできるんですかということです、私が言っているのは。そうすると課長は、普通これまで大体できるだろうと思って10%にしているというふうな話になるんだけれども、工事の内容によってはできないものもあるわけです。その場合にはでは誰がその不足分を負担するのかというと、また町が持ち出しをしなければならないということになっているんですよね。だから、町が余計な金を出すこともなくやるようには、そういった契約保証金を上げるべきじゃないかということなんですよ。20%とか。それでももし履行保証、全部工事が終わるまでやってもらえるような保証の民間の保険会社にも入ってもらうと、事業者に。ただ問題になるのは、今言ったように東日本保証会社から保証を受けられない業者が民間の保証を受けられるかというと、これは無理なんです。だから、契約保証金をいただくというようなやり方しかないんじゃないかということを言っているんです。町が取り上げるんじゃないからね。工事が終わったら返すんだから。むしろ東日本保証会社に0.2%の保証料を納めると、それは戻ってこないんですから。東日本保証会社から保証を受けられない方々、受けられないというより受けない方だ、要するに前払い金は要らないという方は、0.2%の保証料を払わなくて済むわけです。ただ、町は今10%の契約保証金を預かっているですから、それは仕事が終われば返すですから、むしろそっちのほうが業者さんいいんですよ、0.2%出さなくて済むんですから。それでは、先ほど言ったような事故が起きた場合には、町のほうでまたさらに金を出すことになるんじゃないかということを言っているんです。だから、この割合の検討をしてくださいということを言っているわけなんです。そこを言っているんですよ。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

午後4時03分 休憩

午後4時09分 開議

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後4時10分 延会